# 老中久世広周と町奉行所諸色潤沢取調御用鈴木藤吉郎

横山伊徳

#### はじめに

消極策に転換し外交的手段を狭めていったと理解されている。出す指向もみせる。しかしその後井伊直弼政権は、通商や軍事の点で末には日米通商条約締結の方針を示した。そして、政治改革へと動きは貿易開始へ傾斜し、九月には追加条約という通商条約を締結し、年である。この年はアロー号戦争勃発の報で始まり、老中首座堀田正睦一八五七(安政四)年は、幕府の条約締結史において転回をなす年

ば、その実体である貿易品の確保や流通をどうするのかも政治の問題だは必ずしも十分ではない。貿易開始か否かが政治上の論点だとすれ逆に、輸出と背反する江戸・大坂への商品流通をどう確保するかの研しかし、貿易開始指向というが、輸出品をどのように集荷するか、

そこで本稿では、貿易問題に対応する財政経済政策の模索過程を、

持つとも見える流通活性化策が図られるのである。 世本行所諸色潤沢取調御用鈴木藤吉郎と政権中枢にある久世広周との呼語である。つまり、通商開始指向を契機として、解散令に淵源を老中首座として権力中枢に復帰した。また、潤沢とは払底の対語と考さられ、天保期から様々な政策立案において用いられる江戸集荷強化の標語である。つまり、通商開始指向を契機として、解散令に淵源を関係を押さえつつ、江戸市中政策に直結する問屋仲間と諸藩国産政策関係を押さえつつ、江戸市中政策に直結する問屋仲間と諸藩国産政策関係を押さえる流通活性化策が図られるのである。

の一つである。そして鈴木の取り入った先が老中久世大和守広周である。同人が潤沢策を掲げ幕府に深く取り入ったことはこの小説に詳細る。同人が潤沢策を掲げ幕府に深く取り入ったことはこの小説に詳細る。同人が潤沢策を掲げ幕府に深く取り入ったことはこの小説に詳細る。一人が潤沢策を掲げ幕府に深く取り入ったことはこの小説に詳細る。一人が潤沢策を掲げ幕府に深く取り入った先が老中久世大和守広周である。一つである。そして鈴木の取り入った先が老中久世大和守広周である。一つである。そして鈴木の取り入った先が老中久世大和守広周である。同人が潤沢策を掲げ幕府に深く取り入った先が老中久世大和守広周である。一つである。そして鈴木の取り入った先が老中久世大和守広周である。

大老就任後その権力基盤の強化を図ったという。筋を指摘した。これらの疑惑を材料に直弼は旧政権関係者を淘汰し、料』等を用い、久世や老中松平忠固らへの鈴木の金銭供応という無理料』等を用い、久世や老中松平忠固らへの鈴木の金銭供応という無理る。ふたりの関係については、菊地久「井伊直弼試論」が『井伊家史る。ふたりの関係については、菊地久「井伊直弼試論」が『井伊家史

る。 伊 奉行直支配下の鈴木の諸色潤沢策の試みから、全国的会所網形成が富 ころから顕在化する諸色潤沢政策について、貿易開始の政策判断と町 親条約締結以後の国産品売捌強化案を後期(ペリー以後) まず、五一(嘉永四)年以降の国産品売捌政策について概観したのち る富国強兵策への試行錯誤として捉える(第二章)。さらに、 人的配置とその歴史的背景から検討し、それを問屋仲間再興令を超え 令期の国産品売捌制度の実態を明らかにする (第一章)。 久世広周の治める関宿藩の茶国産会所創設を検討して、問屋仲間再興 れたもので、その消長は安政期の幕府政治と密接に絡まる。 政権下の潤沢政策変質を展望し、 [強兵策として企図される蓋然性を解明する つまり、 なお、 紀年については、 久世と鈴木の関係は、 西暦年に和暦月日を漢数字で表わす。 嘉永期から流通政策に関わって培わ 諸色潤沢政策の歴史的位置を考え (第三章)。 最後に、 阿部政権の ついで、 本稿では 五七年 井 和

## 第一章 関宿藩物産会所と鈴木藤吉郎

# 、問屋仲間再興令と「諸藩国産品売捌制度」

いての検討が必要である。ここでは詳論は避けるが、町奉行筒井政憲月)を論ずるには、問屋仲間と諸藩(家)国産品売捌制度の関係につまず、株仲間解散令(四一年十二月)と問屋仲間再興令(五一年三

のである 国産品売捌は問屋仲間の主導権下に組み込まれて両者は平衡となった 品が仲間内入札を経て市中に流通した。 (I 期) 資本が株仲間を使い諸藩国産品を仲間内入札で仕入れるものであった て再興問屋仲間は、 (二一年~四一年在職) (Ⅱ期)。そして「勝手商売廃止令」(五一年十二月)」(Ⅲ期)によっ が、「株仲間解散令第二条」により諸藩の勝手次第となった 諸藩国産品への排他的入札権を確立し、 時代から推し進められてきた同制度は、 すなわち、 阿部政権下で諸藩 諸藩国 問 屋

指向すれば、 することであり、 価格決定を新法とした町奉行所の間にあって、結果として制度どおり を図るという。 廃止令に反するものであり、 先が決まることは、 とする。それは藩側の取分が大きいからである。反対に藩主導で売捌 である。 促した。佐賀藩の売捌先選択の否定と、仲間内入札の徹底を図ったの うとした (九月)。ところが十二月勝手商売廃止令で瀬戸物問屋仲間 間に入らない瀬戸物商八軒を、 国産陶器売捌制度を採用した佐賀藩は、五一年三月再興令発令でも仲 古組問屋に落札した。 よる「御当地品潤沢」(瀬戸物問屋上申書、 する町奉行所は許容しなかった。問屋仲間も諸国産品の仕入量増大に 入札が原則となり、瀬戸物問屋や町年寄は八軒の問屋仲間仮組加入を これまでの研究によれば、(8) 藩邸と売捌人は、売捌先を自ら選択するかたちを継続しよう 江戸問屋の集荷力は弱まる矛盾が生じることになる。 (<sup>11)</sup> 特定商人との取引が有利とする藩邸、 逆に諸藩が江戸出荷に消極的になり他の遠隔市場を 問屋仲間入札による売捌先の決定という勝手商売 しかし、これは問屋仲間が諸藩の集荷力に依存 問屋仲間による物価・流通統制を主旨と 遅く四九年になって瀬戸物商人を相手に 少額の口銭を支払う入札に参加させよ **『諸問屋』** 問屋仲間による 七、二三八頁

## 一、関宿藩物産会所と鈴木藤吉郎

ていきたい。国産品売捌制度では、商品の江戸入荷増大(潤沢)(3) 多様の日用品も含まれるので、江戸に廻送して価格や品質競争に耐え て江戸入荷を増やすことが目指される。こうした制度に鈴木藤吉郎が 定される国産品は例えば炭や木材(皮)、草履、 いは改編増強)しなければならない。しかし、藩や参加させられる国 めに諸藩の商品集荷力に依拠する。諸藩が同制度を新たに創設 わった関宿領茶業者中山伝右衛門の日記『物産会所記事』を詳しく見(ユ) 関係なのか。 介在する具体像を以下確認する。 る商品とは限らないし、扱う問屋仲間があるとも限らない。 元荷主には、 各藩の国産品売捌制度と問屋仲間入札による価格決定とはどういう 利益を江戸問屋仲間と分け合う制度となる。 以下、老中久世広周が設置した「物産会所」に深く関 縄、梅干しなど多種 しかも、指 総和とし (ある

①五三 (嘉永六) 年五月関宿藩届

の届を提出した。ペリー来航直前、老中を勤める久世広周の関宿藩役人が、町奉行に次

〔史料〕〕

其筋問屋江売捌候儀ニ御座候、此段御届申上候、以上さ後見三保蔵江為取扱候、尤町方直売捌候儀は無之、右之ものゟ荷屋善五郎勢州住宅ニ付店支配人太助・伊勢町留蔵地借恵市屋ひ於中屋敷為取捌度、兼而出入致し候大伝馬町壱町目利兵衛地借茗大和守領分下総国葛飾郡関宿産物之内茶荷物之儀、霊岸島北新堀

すなわち、関宿藩は出入商人大伝馬町茗荷屋(茶問屋壱番組)と伊勢五月四日 久世大和守家来 木下此右衛門

場と、ペリー来航前夜の状況が生んだ届出である。

「宮」
国産売捌を実行し利益を出し武備を充実しなければならない久世の立
が行なう国産茶売捌制度の如くである。老中の特権を使ってでも、
著が行なう国産茶売捌制度の如くである。老中の特権を使ってでも、
という数である。これでは、茶問屋仲間がお膳立てをして関宿
をいるの商品を扱う商人で
はいるのでは、第一に、単品(茶)を対象とすることは

②同二月茶国産会所開設の始動

二月二十六日関宿藩は猿島茶業者辺田村名主中山伝右衛門と境町初 の協力を打診した。藩の意気込みが感じられないと中山は消極的で、 の協力を打診した。藩の意気込みが感じられないと中山は消極的で、 の協力を打診した。藩の意気込みが感じられないと中山は消極的で、 出府せず猿島で茶生産と出荷を担当すると申し出た。関宿藩担当役人 小林泰助は「扨此度ハ江戸表初之掛合、且又金主ハ花川戸鈴木藤吉郎 を伝えた。水戸藩士分鈴木藤吉郎から会所の運転資金が確保される、 それ故鈴木との対談のため茶商売も心得ている中山も出府し、上屋敷 で大吟味大久保晋輔の指示を受けよというのであった。中山は「拠な く」受諾した。関宿藩物産会所は、最初から鈴木藤吉郎と一体となっ て開始された。

③同三月~四月 関宿藩の鈴木藤吉郎との交渉

三月三日中山は出府した。五日、大久保と三人が花川戸の鈴木藤吉

ては、 箇条書も留められており、 には一旦帰国の沙汰となる。 進まない(四月二日、十二日条)。藩邸は難航としか伝えず、十九日 木藤吉郎へ贈ったのである。 恋)<br />
二袋を、大久保は一袋を久世広周へ献上し、もう一袋をなんと鈴 とするよう工作するので、 の諸産物取扱、 郎に面会する。 たと考えられる。 なった。二十五日(八十八夜)に中山が猿島から取寄せた新茶(吉祥 航した。十五日に大久保に同道して花川戸に赴くが不在で空振りと 山の主張を容れたのであろう。②について大久保は、鈴木藤吉郎負担 〔史料一〕では物産会所は茶を扱うとなっているので、 九日、三人が上屋敷に集められると、中山は⑴茶以外 (2)損金の補填の請合、という論点を挙げた。 暫く滞府せよと命じた。鈴木との交渉は難 関宿藩領での準備はまた別の形で進んでい ただし、十四日付の会所取扱いに関する しかし、 四月に入っても鈴木との交渉は (1) につい 当面中

# ④同四月末~五月 物産会所発足と入札準備

成候」と伝えてきた。 た。そこで事態が急に進展し、五月二日大久保が「会所之事弥出来相命じられ、翌日出府、翌々三十日上屋敷にて大久保にそれらを提出し四月二十八日、帰村していた中山に茶見本八品とその目録の提出が

> と専売の触が出た。 崎常駐を伝え、「茶商売致候者外々江不差出、御屋敷江積送り可申」

一方、物産会所における売捌体制も急速に整えられていった。富山と初見が中屋敷内の整備に取り掛かり、中山の着府に先行して藩邸側と具体策が進展した。⑴会所建築資金。これは三人の負担という藩の(2)会所掛神坂伴之進任命。⑶屋敷内住居の出入用達白子屋卯兵衛の関与である。深川下屋敷(現清澄公園)は不便という判断で、白子屋卯兵衛の関与である。深川下屋敷(現清澄公園)は不便という判断で、白子屋卯兵衛の内による霊岸島貸蔵の調達が行なわれた。貸蔵の供用は毎日到着する茶荷物の格納に非常に有効だった。十日中山着府により、具体的なる茶荷物の格納に非常に有効だった。十日中山着府により、具体的なる茶荷物の格納に非常に有効だった。十日中山着府により、具体的なる茶荷物の格納に非常に有効だった。十日中山着府により、具体的なる茶荷物の格納に非常に有効だった。十日中山着府により、具体的なる茶荷物の格納に非常に有効だった。十日中山着府により、具体的なる茶荷物の格納に非常に有効だった。十日中山着府により、具体的なる茶荷物の格納に非常に有効だった。十日中山着府により、具体的なる茶荷物の格納に非常に有効だった。

手数料方式を提案した。
「当初藩側は、三人の判断で荷主から茶を購入し、問屋へ転売する利益を取るが方式を構想した。しかし中山は、自分たちで購入すると安値ではがか方式を構想した。しかし中山は、自分たちで購入すると安値では

の様に中山案の方向で決着をみた。取引のどの過程で利益を得るか、という問題は十三日になって、次

#### (史料三)

即様も申事、旁右二取極メ候と被仰聞、猶又追々右三名主抔江も蒸問屋とも入札高札落し、売捌き、口銭是ヲ取候方可然と、藤吉種々御相談向も被遊候由、茶荷物之義も於会所荷主とも積入之分、種々御相談向も被遊候由、茶荷物之義も於会所荷主とも積入之分、吉郎様、外二市中三名主熊井利右衛門殿・鈴木市郎右衛門殿・石吉郎様、外二市中三名主熊井利右衛門殿・鈴木市郎右衛門殿・石三十三日〕……大久保様御目通り仕候処、一昨十一日鈴木藤

其方共引合可申、会所初日ニハ夫ニ酒肴も相調へ、会出張之茶問

屋迄御酒ニ而も御振舞へ被遊候様可相成趣、

者のみで運用しようとしていた。 の各利害代表がいて、全体を調整するのが金主鈴木藤吉郎という配置 する。一方で、十五日には大久保から第一回入札が終われば帰国して(%) 席を設け参入問屋まで酒を振る舞うことが決められた。十三日に中山 以下惣名主上席三名が中山へも紹介されることになり、会所初日は宴 そして口銭を取るという手数料方式が、藤吉郎からも示された。熊井 物について、会所で茶問屋が応札して最高額を入れたものに売捌く、 けられ、茶荷物取扱について合議がなされた。荷主の積み入れた茶荷 を描くことができる。入札が動き出せば荷主は帰国させ、 よいとすら沙汰された。関宿藩の国産売捌では藩邸(大久保)、国許 は「紅花商ひ之義ハ私事ハ是迄一向不仕故、未聢ト心得不申」と混迷 次は紅花も国産品売捌とするので準備するようにと命じられた。 は以上の報告を受けた。しかも大久保からは、初見・富山の力により 一日に上屋敷で鈴木藤吉郎および惣名主上席三名との懇親の席が設 (中山ら)、江戸茶問屋四人 (恵市屋ら)、惣名主上席 (熊井ら) 江戸の関係 中山

中条番頭徳兵衛代久兵衛、長井番頭由兵衛の四人)の代表恵市屋と単大久保は同日中山を呼び出し、鈴木と問屋仲間からの申入について相大久保は同日中山を呼び出し、鈴木と問屋仲間からの申入について相大久保は同日中山を呼び出し、鈴木と問屋仲間からの申入について相大久保は同日中山を呼び出し、鈴木と問屋仲間からの申入について相大久保としては既に分け合うことを前と、問屋仲間を入札祝いに呼ぶ次第について鈴木藤吉郎の干渉が目立つ。実際十七日以降になると、問屋仲間や鈴木藤吉郎の干渉が目立つ。

身交渉するよう命じた。

転する。 久保らの饗応を受けた。万事順調に見えた。ところが二十日事態が暗 に封をするなど入札準備最終盤となった。仕事を終え上屋敷で全員大 掛四人に出会い、白子屋が用意した仮蔵から見本茶を抜きとり、 掛三保蔵という印象を記す。翌十九日には中山ら三人は問屋仲間世話 そして恵市屋は実際に入札取引に必要な大秤や目張り紙、 ⑤立ち上げ期における世話掛四人に一人ずつの手馴れ付添、である。 法、 などを貸与すると申し出、中山は、取引に手馴れて気配りのきく世話 話掛の対応、 中山は恵市屋に向かった。そこで以下を取り決めた。(1)見本取 ②初回と次回以降の茶販売量の調整、 4問屋世話掛の元値関与を制限するための十日交替制 ③応札のない茶への問屋世 明壷や明 の方

大久保は朝早く鈴木藤吉郎に面会に行き、中山を驚かせる。富山の大久保は朝早く鈴木藤吉郎に面会に行き、中山を驚かせる。富山が対案を唱えるた。これでは会所が口銭を懸ける余地がないと、富山が対案を唱えるた。これでは会所が口銭を懸ける余地がないと、富山が対案を唱えるた。会所は荷主の仕切値を問屋仲間世話掛に伝達するだけの仕掛にた。会所は荷主の仕切値を問屋仲間世話掛に伝達するだけの仕掛にた。会所は荷主の仕切値を問屋仲間世話掛に伝達するだけの仕掛にた。会所は荷主の仕切値を問屋仲間世話掛に伝達するだけの仕掛にた。会所は荷主の仕切値を問屋仲間世話掛に伝達するだけの仕掛にた。会所は荷主の仕切値を問屋仲間世話掛に伝達するだけの仕掛に表にないます。

⑤第一回入札から決算まで

中来り、一々見訳、似寄之品二口・三口之込も有之、合廿三一、廿一日……朝箱崎会所ニ詰見本仕訳ケ取掛ル、伝馬町世話人

へ一・万万・伊七物・中宗メ九人出(山本屋市右衛門)(万屋万蔵)(伊勢屋惣三郎)(中村屋宗三郎) 手之衆ハ不出、大十・大和・豊田・宇治万・泉や・ 敷も急ニ今朝ゟ之手配ニ而出会ト相定り、 氏・石橋氏出張也、 方被成候、花川戸鈴木藤吉郎様、外ニ三名主中熊井氏・鈴木 楼集会致ス、大久保様・今泉様御出席、 とも段々度々入札帳開札帳相仕立、 口ト成ス、第一番©上麒麟、二番を霜の花、 ○問屋方も伝馬町組ゟ相頼ミ、 四ツ半時甚左衛門町百尺 神坂様御勝手御世話 出席致候、 夫ゟ壷 仮組問屋 尤不勝 櫃 俵

伊勢屋伝兵衛) 夫
ら山本
落札
多し、 ひとも一場之盛興也、 声 目 終り候而酒一杯ヲ漱候而気勢ヲ為合、大ニ景気ヲ催し置、 不落も有り、俵物ハ恵市屋抔も随分直入正しく、 造書役伝右衛門ニ而開札始、 出其外落品十五口之分ヤリ市ニ致ス、惣御出役様方御出席御 拠次第也、○壱番組之入札致し、又夫ゟ二番・仮組入札致し、 せん・役引、先格之通引候取極、是ハ奉行所書上之義ニ而無 席上ハ見本茶番組入札、 、々々如沸、 通りニ而ヤリ付、 夫ニ直入出精之事 山本嘉一両人抜群之発気、其外人気一度引立踊、 商家之争利場真ニ可賞か可笑か、吾未知之トゆ 売手三保造書役伝右衛門ト相定ル、 大橋弐郎、番、 終而後、又々如始惣例座、 帳之通り張出し出致ス、 壱番、 其外も一口二口落も有り、 **弐番、** 三番迄茗荷屋落札、 其外とも壱 并問屋共口 開札人三保 買方 雑 飛

札には仮組も参加した。問屋口銭などを差し引くことは先規であり、鈴木藤吉郎、惣名主上席の三名主の立会のもと入開札が行なわれ、入ツ半に百尺楼にて、関宿藩から大久保・会所掛今泉柔助・神坂、金主中屋敷の会所で世話掛四人を交え見本を二十三口に仕訳たうえで、四

弐番組、 耳」と記している。 は「只後会永続之遠見砕心如汗、誰か知之、誰か憐之、只独嘆大息 どが落札した。もっとも、こうした盛況が永続するかについて、 であった。続いて入札分について開札が行なわれ、(22) 真に可賞か、可笑か、吾未知之トゆひとも一場之盛興也」という熱気 衞が競って発気し、「人気一度引立踊、 分に即座に値段を付けていく。この日は、伊勢屋伝兵衛と山本屋嘉兵 三口に対して入札外十五口が残り、 後述の町奉行所への報告(書上)事項だった。壱番組の応札のあと、 「ヤリ市」となる。つまり札を入れず、「手やり」で金額を示し十五口 仮組が入札、終わって酒で漱ぎ景気を盛り上げる。 恵市屋が売手(せり手)となり、 雑声々々如沸、 伊勢屋・山 商家之争利場 一本屋な

の鈴木市郎右衛門らに訴えるが、相手にされない。 の鈴木市郎右衛門らに訴えるが、相手にされない。 という。最終的に百十箇余の売れ残りがでた。中山らからすれば、入札の売手を担当した恵市屋が、入札やヤリ市における決定価格が市中価の売手を担当した恵市屋が、入札やヤリ市における決定価格が市中価の売れ残りがでた。中山らからすれば、入札をの鈴、五月二十四日、六月七日、七月十九日の合計四回の入札と

蔵入二致ス」という動揺を示す。蔵入品を残して入札は終わるが、そた売」ろうとしたが、「是も皆ナケ候ハ、、又々人之疑念も如何と存、となる。今回の売手は、伊勢町中条屋瀬兵衛店支配人徳兵衛である。となる。今回の売手は、伊勢町中条屋瀬兵衛店支配人徳兵衛である。となる。今回の売手は、伊勢町中条屋瀬兵衛店支配人徳兵衛である。となる。今回の売手は、伊勢町中条屋瀬兵衛店支配人徳兵衛である。となる。今回の売手は、伊勢町中条屋瀬兵衛店支配人徳兵衛である。となる。今回の売手は、伊勢町中条屋瀬兵衛店支配人徳兵衛である。となる。

成候、 之通り気合高くハ高く御勝手次第御算当、御見込之通り御書上ケ可被 実二日々市中二而売買致候義ニ無之、間等も存不申、尤至極ニ候、 主の仕入元の相場であり、 が藩邸にいただけなので江戸の茶相場はわからない、わかるのは、 日之為筋も如何と存、且又余り侮り候体たらく」と憤激して、田舎者 的な強硬論を主張した。 之、左様之義取用不相成ハ、江戸ハ江戸相場ナリ」と色をなして侮辱 余も悪敷見込」と折り合わない。そこで恵市屋が双方の内積りを比較 宜敷」という文案を提案した。 の市況(「今日市之気配相場合」)などを問屋が町奉行所に報告 売払うことを考えると問屋の体面も立てておかないといけないとして、 ころとみて、「ヒト先ツ穏ビント致し、 恵市屋・伊勢屋・山本屋も「色ヲ収メ非ヲ隠し」た。中山は落としど とを書く、というのである。すると、いろいろとりなす人物もでて、 候得は、 前回入札より一、二割安は見込済として、「貴殿方左様ニ被申候得ハ しようと提案したところへ伊勢屋と山本屋が口出しして、 ·今日之立相場、 「私 見積り之直江差当ハ、 只今殿様之御名面之御会所預り居、 することになっていた。 首尾能会散とハ相成候」と妥協を図った。 我等ハ我等存寄丈ケ之申立可致間、 つまり恵市屋の提案はご破算にして、 我等之内損引合候も全ク無だ事、 市中取引同様ニ而、少々ハ気味合宜敷と之書上ケニ 中山は「内心ニ自分共如何ニ而も宜敷候得と 夫ハ下総之相場ニ而、江戸市中之相場ニ無 茶の怔合である、不景気と聞いているので 問屋仲間は「市中相場ゟー弐分も気配立 中山らは「落札相成候分ハ平均壱わり 心ニハ難叶も」、不落札の荷を 右様之恥しメ之受候而 夫二及間敷、 左様被成可然」と啖呵を 双方が勝手に思ったこ 貴殿方御見込 伊勢屋が 書 荷 左 後

ところが、関宿藩物産会所の場合は、鈴木藤吉郎の介在が事態を複

存候、 統出精と奉存候」となった。 談し、文面は「今日立相場之義平均見積り仕候処、 協案は「市中相場と同様之積りニ致候ハ、高下無之穏ニ可有之」と和 %高いというのは納得がいかず、問屋としては、よいと書いてしまっ 現では納得せず、 た以上悪い数字は書けず、 ては、蔵入品は二○から三○%安くなっているのに、市中相場より一 へ持参した恵市屋と中条屋は、鈴木藤吉郎が「気味合宜敷」という表 雑にしていた。翌二十日、入札状況報告書 問屋共荷物多分二所持致、 数値化せよといっている、と切り出した。 一%高いと書きたい、というのである。 当時不景気之処、 (書上) 案を中山のところ 相捌ケ候丈ケハー 市中相場同様ニ奉 中山とし

まりは茶業者に不利な廉売を求めたのである。 の売払入札から藩の利益を出すために茶の出荷元値を切り下げる、 せ、最終的に二千両になれば百両というのである。かくして、 し可差出」と命じた。 両ニ相成候ハ、、 右元直積り之処、猶五分之割引ニ相成候様取計ひ候ハ、、凡金高弐千 た。これを見た大久保は、「一向利分無之、 総計すると約一七○○両であり、これに対して二二両余の粗利であっ 問屋仲間側に金銭的負荷をもたらすものでもなく、 避する仕掛がこの入札報告としての書上という手続と思われる。 分を丸々認めるでもないギリギリのところで中山側を落ち着かせた。 し、問屋仲間に不都合な報告となるわけはなく、鈴木藤吉郎の干渉は 再興問屋仲間が国産品を売捌く側に法外な入札値を付けることを回 九月六日に、入札四回分の収支が算出された。 百両ハ割出し相成可申間、 つまり、 元値を九五%に割り引いて見積もり直 入用差引ニも差支候間 右之心得ニ而帳メ算当致 四回の茶元値見積を 問屋仲間側 問屋 の言

残りは七月十九日以降に到着した茶荷と、値が付かなかった蔵入茶

て一割増が成立した。ここでは鈴木が、中山の主張に与し、問屋の勝の方から値付けをすると荷主がそれに不満だと困るので、中山の見込を聞きたいと言ってきた。中山は、藤吉郎が骨を折って話をまとめようというのだから問屋側が出精値段で応えるべきなのに、こちらから値をつけたら出精の意味がないと申立て、藤吉郎が同屋世話掛を代弁して、問屋荷である。後者は、問屋が蔵入分に四回目の一割増の値を付けること

手放題に歯止めをかけているようである。

屋も荷主も引留める)といえよう。 という危機の中でも、 たとは思われない。こうした中で、 藩の仲介料を絞り出すわけだから、 に有利な江戸問屋資本と、 捌による収入増を期待して物産会所を準備したが、現実の方が早く進 老中久世は来航に種々備えられるはずで、鈴木の助言のもと茶国産売 利益を度外視した、という側面もあろう。ペリー来航情報によって、 んでしまったとみることができる。しかし、資金力でそもそも絶対的 急に武具が必要になった関宿藩が、 責任者である大久保晋輔と金主鈴木藤吉郎の相談で決定されていたと いう評価が中山論文によってなされている。もちろん、ペリー来航で(33) 五三(嘉永六)年の関宿藩物産会所は、その重要事項が関宿藩側の 同一の土俵である再興期国産品売捌の入札とせりでしのぎを削り 関 宿藩物産会所を成立させ継続させる立場 江戸の相場感覚にも慣れない在方荷主資本 鈴木藤吉郎の位置は、 簡単に利益が出ると藩が考えてい 即金を求め鈴木と結託して荷主の ペリー来航 問

## 三、水戸藩家来分鈴木藤吉郎

#### ①一橋小普請鈴木藤吉郎

強圧政治が一段と強まった局面である。 見の限りでは四三(天保十四)年で、同年は天保改革でも綱紀粛正とあまり知られていない。彼が江戸に関わって史料に登場するのは、管めまり知られていない。彼が江戸に関わって史料に登場するのは、管関宿藩物産会所計画に金主として参画する鈴木藤吉郎については、

米屋を営んでいた。 松前産物商人を、本所相生町に妻の甥で養子の越川屋卯三郎が地廻り 相応の構えの家人構成だった。更に花川戸に継子福島屋政五郎が炭薪 継子の娘、 筆鈴木三蔵の養子となり、 南内藤藤吉郎を名乗り、 七千両程を捻出し、家族共々出府し檜物町に住居した。表向は武術指 の逗留中に嘉右衛門が死去し同家に入夫した。そして家財を処分して へ武術修行に廻り、 塔頭天光院の催す一万両の頼母子講に関与し、これが潰れたあと諸国 が伝わっている。これによれば、鈴木は常陸龍ヶ崎の出身で、増上寺五月三日に町奉行所三廻が届けたと思われる鈴木についての探索書 (当時四八、九才) となった。その屋敷は浜町山伏井戸にあり、妻と 武家奉公人六人、下女三人、別当一人(馬一疋)という、 下総国大守村の富農嘉右衛門宅に逗留した。 先の資金を武家へ貸し付けた。その後一橋祐 一橋小普請組村山惣九郎支配鈴木藤吉郎 そ

取り、越川屋に売り払わせた。鈴木の養子越川屋は十四五才であり、心本船町白子屋源兵衛が貸付金の担保である収納米を正米として受けの仙台藩では米廻送を請負う「蔵元」升屋が実質機能せず、鈴木の腹に仙台藩に二万両余、上田藩に四千両余などを貸し付けていた。当時一橋小普請でこの家人構成は大名貸という副業があったからで、特

た。福島屋は松前にも営業拠点を設け、江戸から呉服反物類を送り、米船に妨害工作をして石巻から追い返しているとかの悪評も流れてい付加して一五%の高利を払わせているとか、他の大名貸が調達した廻利息一二%に対して、返済が滞る場合には、証文書換料として利息を実際は腹心の白子屋源兵衛が仕切っていた。この中で、蔵元の通常の

鮭・昆布・数の子類を仕入れ売徳を得ていた。

②水戸藩米会所元取鈴木藤吉郎②水戸藩米会所元取鈴木藤吉郎となり、其後浅草花川戸町所持地面に付引移、浪人暮らしとなった。となり、其後浅草花川戸町所持地面に付引移、浪人暮らしとなった。となり、其後浅草花川戸町所持地面に付引移、浪人暮らしとなった。となり、其後浅草花川戸町所持地面に付引移、浪人暮らしとなった。となり、其後浅草花川戸町所持地面に付引移、浪人暮らしとなった。となり、其後浅草花川戸町所持地面に付引移、浪人暮らしとなった。

天保改革期にあっては、鈴木のような存在は政治的には粛正の対象であろう。国産品売捌制度では、国産品船荷は藩の御用品であり流通であろう。国産品売捌制度では、国産品船荷は藩の御用品であり流通である。国産品売捌制度では、国産品船荷は藩の御用品であり流通

翌年五月領内に「御国産物仕法大意」を頒布し国産品売捌制度を導入(28)。 
一の実権を握ると、既に国産品売捌制度を取り入れていた尾張・紀品売捌制度を採用してこなかった。藩主交替に伴って結城寅寿が江戸品売捌制度を採用してこなかった。藩主交替に伴って結城寅寿が江戸品売捌制度を採用してこなかった。藩主交替に伴って結城寅寿が江戸出売別制度を採用してこなかった。藩主交替に伴って結城寅寿が江戸出売別制度を採用してこなかった。藩主交替に伴って結城寅寿が江戸治の土満の実施の大戸藩政を簡単に整理しておくと、四四(弘化元)年水戸藩

しようとした。 (29)

会所再興が命じられた。

会所再興が命じられた。

(30)
会所再興が命じられた。
(30)
会所再興が命じられた。
(30)
会所再興が命じられた。
(30)

一方斉昭は半年ほど経って慎解となり、徐々に権力を回復し、結城であった水戸藩若年寄内藤藤一郎は幕府側用取次や連枝へこれを抑止派だった水戸藩若年寄内藤藤一郎は幕府側用取次や連枝へこれを抑止れたとして、内藤や鈴木らの排除を阿部に求めた。つまり、鈴木藤吉にとして、内藤や鈴木らの排除を阿部に求めた。つまり、鈴木藤吉にとして、内藤や鈴木らの排除を阿部に求めた。つまり、鈴木藤吉にとして、内藤や鈴木らの排除を阿部に求めた。つまり、鈴木藤吉にとして、内藤や鈴木らが内藤に開田取次や連枝へこれを抑止がだった水戸藩若年寄内藤藤一郎は幕府側用取次や連枝へこれを抑止がだったが、高いでは、一方斉昭は半年ほど経って慎解となり、徐々に権力を回復し、結城で満を露わにした。

政 という探索書は前述した。 一橋小普請のときから、鈴木が上田藩に四千両余の大名貸をしていた 物がいることを忠優にも極密に伝えて欲しい、というのである。既に いるのではないか、と皮肉たっぷりに警告している。鈴木のような人 阿部や松平忠優(忠固)らの有力家臣にも取り入っていると吹聴して (「愚老之趣意と毎度あちらこちらニ相成居」) とし、鈴木が見栄で、 に乗せたが、こうした財政のあり方は自分の考え方と正反対である ていたのを、 鈴木藤吉郎は内藤の内意を受けて空米会所(米の先物会所)を軌道 年 『諸向地面取調』 斉昭は承知していたのかもしれない。 阿部が紀伊の延商を警戒し再興令を画策し (国立公文書館蔵) に、 水戸中納言殿地 しかし、 五六

支配下に移るまで続いていたと考えられる。ていたことが判る。つまり、米会所元取としての鈴木は、同年町奉行藤吉郎と登録されており、同年まで鈴木が水戸家家来として認められとして町並屋敷二筆(浅草花川戸町、北本所表町)に水戸殿家来鈴木

荷を政治的に作り出す政策 期と比しても一段と重要なものになった。 備強化が求められたときに、 度が機能し、それは仲間入札が中核にある。こうした枠組みの中で、 その時々の売捌制度に適合的な均衡を図る役割を果していた。 大名に立ち現れてくると考えられる。これが本章の結論である。 鈴木の存在は、 大名に寄生して、これら物産を買い取る問屋資本との間に、変化する 会所元取である。米にせよ国産品にせよこれらを江戸市場で換金する したがって、五三(嘉永六)年関宿藩物産会所金主鈴木は水戸藩米 しかし、実際関宿藩が直面したように、ペリー来航により諸藩の軍 問屋仲間に有利な国産品価格決定システムとして国産品売捌制 関宿藩や御三家のように、政治的に特別な背景を持つ (諸色潤沢策) 国産品は軍事費調達にとって、 つまり資金源を生む江戸集 が指向される。それがどの 天保改革 再興令

# 第二章 和親条約締結後の阿部正弘政権と流通政策

ようなものか、

章を改めて検討しよう

## 一、五四(安政元)年阿部政権

を図り、能吏を登用して、幕政改革も進める調整型政権と通常評され阿部正弘政権(四五年老中首座~五七年没)は、有力大名との協調①ペリー来航をめぐる阿部正弘と徳川斉昭

心の改革として定着してきた。通商可否がそれらの究極の論点だとすいる。旧来の安政幕政改革イメージは、阿部正弘と徳川斉昭との間、の変化について検討する。いわば再興問屋仲間体制の解体的再編路線の変化について検討する。いわば再興問屋仲間体制の解体的再編路線の変化について検討する。いわば再興問屋仲間体制の解体的再編路線の変化について検討する。いわば再興問屋仲間体制の解体的再編路線の変化について検討する。いわば再興問屋仲間体制の解体的再編路線の変化について検討する。いわば再興という方針転換説を採る。本章では、再

れば、貿易体制と国内商業や流通の検討は不可欠であろう。

五三(嘉永六)年六月ペリー来航直後、阿部は海岸防禦筋御用として徳川斉昭を幕府政治に復活させ再来航に備えた。それまでの両者の関係は、前述の鈴木藤吉郎にまつわる噂ひとつとっても微妙なもの関係は、前述の鈴木藤吉郎にまつわる噂ひとつとっても微妙なもの関係は、前述の鈴木藤吉郎にまつわる噂ひとつとっても微妙なもの関係は、前述の鈴木藤吉郎にまつわる噂ひとつとっても微妙なもの関係は、前述の鈴木藤吉郎にまつわる噂ひとつとっても微妙なもの関係は、阿部は海岸防禦筋御用として開始される。

不足、 軍事改革でもあり、 七ヶ条を斉昭や幕府有司に提示した。 ンダ軍艦、 年(1収入(吹立替や御用金)三一三万両余、 倹約被仰出無之候而ハ不相成」との危惧を持ちかけた。海防予算は ○万両節約が必須という。そして六月五日阿部は行財政改革私案三十 五月二十六日阿部は斉昭に、 その後阿部正弘と徳川斉昭の往復は財政問題をめぐって展開した。 (4)金蔵取崩五○万両で、不足分年に一四万両は目途がなく、二 新規施設など)三八六万両六千両余、 それらの負担軽減策である 勘定奉行の財政予測を示し、 幕府制度改革であると同時に、 ②支出 (大船建造、オラ ③差引七三万六千両 「格別ニ御

う原則を唱え、富国強兵というが「富国のみを主とし強兵を忽にいた (35) これに応え斉昭は「制度之基本、武家ハ武を張候為ニ可有之」とい は進行した。かくて財政負担増が残る。 職制は残り、 組み入れるかどうかで、 効性の検証が必要と応えた。 と釘をさしており、倹約令も長期では効き目がなく「三年限度」で有 し候ハ町人共の見識、 強化する一方で伝統的な武威は衰えぬようにとなれば、結果として旧 新規の軍事外交職制が増加するという形で安政期の事態 強兵のみ論じ富国を忽にいたし候ハから理屈 当初から両者にはズレが存在する。 ペリー後の対外政策再構築に財源問題を 対外策を

#### ②諸藩産物町家売捌の諮問 同年八月老中書取

詰め入札の準備作業するための会所、産物を国許から集荷して保管す で広く実行されるというのは空論にちかい。 少なくなく、 る倉庫を確保しなければならない。すなわち、この制度の初期経費は インフラが求められることが明らかだった。藩邸や蔵屋敷に関係者が 前年の関宿藩物産会所一件から、 関宿のように輸送費は川船だけ済むのは例外的で、 同制度の立ち上げのために様々な

られ、町奉行池田播磨守頼方はこれに条件付けする取調書を老中に提 八月朔日、老中書取の形式で右筆から町奉行に一通の問合せが発せ

(史料<sub>(37)</sub>

覚

①万石以上領分之もの **小苦儀ニ候哉之事** 領主之産物江戸江取寄 町家借受売捌候而も

#### 諸家産物売捌方取調書

万石以上領分之もの、 領主之産物江戸江取寄、 町家借受売捌候而も不

> 其屋敷々立入之町人共ゟ前以諸問屋共江引合置、 ③直ニ手捌・小売等は尤難相成儀ニ有之候、 荷物売買方ニ相振候儀は無之候、 屋仲間之もの共入札致し、落札之問屋江限売捌候得は、 物之仕法ニ而御当地江積廻し、 右町人ゟ問屋行事江相達シ問屋共見込入札を取売渡候前々仕来ニ有之 人別ニ加り、 苦儀二有之候哉之段御問合之趣取調候処、 為御見合別紙町触写御廻し申候 仮借家等ニ而右領主之産物を其所之問屋行事江相達、 ②領分住居之商人御当地江出町方出 且右領主国産物御当地借家江取寄 諸家国産類を一纏ニ領主産 体④諸家国産之荷物は 産物御当地着荷次第、 御当地着之諸 問 稼

候、

しかも、 でも国産品売捌に参入しやすくしようという諮問である。 二年半程前に発令した勝手商売廃止令運用に修正を加え、中小の大名 ではなく、出稼商人が町家を借りる国産売捌を認めるという。つまり 傍線①は老中の諮問事項で、すべての大名に国産品の江戸売捌を認め、 町奉行の応答からみると従来の館入売捌人が藩邸で取扱うの

捌人から問屋仲間への約束事として、 で売買を仕切ったり国産品を小売してはまずい 卯兵衛はいらない、というわけである。 で入札ということであれば、抵触するところはない 登録をして店舗を借り国産品売捌を江戸問屋仲間に通告して、 行事に連絡して、 る。そして傍線④で、 意する必要はない。 認する。つまり、荷主がきちんとしていれば敢えて売捌人を藩邸が用 これに対する町奉行池田頼方の判断は、 問屋仲間が入札して落札者に売り払う、という仕 関宿藩で言えば、中山伝右衛門らがいれば白子屋 諸藩国産売捌制度を概念的に説明し、 国産荷物が到着したら問屋仲間 しかし、 領内の商人が江戸出 (傍線③)、と念押す その出稼商人が自分 (傍線②)、と容 国産品売 同仲間 「稼ぎの

を確認している。

③本諮問の意味

種問屋仲間は塩硝には有効ではなく、 延長上にこの諮問がなされていると考えれば、江戸入荷量を増やすだ よっては、 荷量拡大を図る意図がこの諮問にある。再興令と勝手商売廃止令に 藩邸や蔵屋敷などに売捌空間が設定できない小大名でも、 ついても領主から国産届が出されるが、 けではなく、それによって中小諸藩により簡便な国産品売捌の機会を の積極策をとろうとみるのが妥当であろう。 売捌すなわち江戸への入荷が可能になると考えたことが今回の焦点で による売捌とが同じなのかという問題はここでは暫く措く。 領内商人の江戸町家借受による国産品売捌と、本来の屋敷出入商人 戸への流通を御用荷物としてチェックしているに過ぎない 他方、問屋仲間自体の問題としても、 対外緊張に対応する藩財政を可能にする政策指向と考えられる。 言いかえれば、そうした藩まで動員することにより江戸 想定ほど江戸入荷量を増大させる(潤沢)に到らず、 浦賀奉行や関所・川番所などが たとえば火薬製造用の塩硝に 市中流通管理組織としての薬 先の三十七ヶ条改革案の 領内産物の 老中が、 (解散令 への入 一層

再興令自体の限界は、ペリー来航により顕在化するといえる。いことが町年寄から上申されている。問屋仲間による流通管理を謳う期の状態が継続)。つまり問屋仲間は塩硝流通のハブとして機能しな

④ 諮問をめぐる人脈

となろう。 格決定力の弱い諸藩の領内商人がどこまで積極的に応じるのかは不明 うに)領内商人が最終的に江戸問屋仲間入札に服するのであれば、 針を肯定的に見ていれば、 財政(=対外)問題重視の発想をみることができる。遠山=池田の方 されるとすれば、 三月に、再興令発布に尽力した遠山景元の跡を継いで町奉行に就任し(4) 令)だけで済み、 た。こうした問屋仲間を再生・維持する遠山=池田という主体が想定 定しうる。 こうした問屋仲間と国産売捌をめぐる不整合は、人事においても想 この諮問に消極的に対応した南町奉行池田頼方は、 今回の諮問には、 改めての諮問は不要である。 本来五一年二令(再興令と勝手商売廃止 遠山=池田の方針とはそぐわない しかし、 (関宿藩のよ 五二年

確保かという発想の差異が生じることを想定しうる。品売捌制度の評価について、流通や都市市場秩序の維持か商品=財源問題があるという認識の表明といえよう。やがて町奉行間でも、国産しかし、こうした諮問がなされたこと自体は、二令だけでは済まない。結局、この諮問に直接関係する幕令や町触が発令された形跡はない。

#### 一、富国強兵への道

①五五 (安政二) 年安政改革令

改革が着手された結果、同年後半には大船建造とか海軍伝習、学校改五四年三十七ヶ条改革案は全体としては私案のままであった。軍制

したという記憶がある。 はならないという。 がひくい位置にある)という待遇にあるので、嫁ぎ先が待遇をきめて 名疲弊の元となり、 将軍女婚家との紐帯形成という家康以来の神慮が、財政負担として大 定づける守殿待遇改革について紹介する。すなわち正弘は、(ધ) は、 意見分岐がみられたであろうか。 する斉昭の朱批が知られている。ここでは将軍家と大名家の関係を決 実際八月七日安政改革令が申し渡されて、正弘と斉昭にどのような 十六日登城し、阿部から幕政改正案冊を受け取ったが、それに対 斉昭は、 老中水野忠成を通じて多くの財政負担を幕府や大名にもたら 従来からの規格は陽尊陰卑 かえって縁談を断る傾向となっては拙いと考えた 阿部の考えには、 しかし結論的には、 同月十四日幕政参与をとなった斉昭 一橋治済=徳川家斉の閨閥政治 (君がたっとい位にあり、 阿部の考える手重の古格 将軍家と 臣

省略無之は勿論之儀」とした。

若等も難立様成行候而は如何に有之、且御武備筋ニおゐては素より御御相当之御格合も有之儀ニ付、何事も無下に御省略相成、万一尊卑之二十五日、阿部は書取を以て、「高貴之御上には御手重とは申ながら、二十五日、阿部は書取を以て、「高貴之御上には御手重とは申ながら、

この諸大名負担軽減をすすめるかどうかが安政改革起動の大きな分岐 と幕藩秩序を乱すというのが斉昭の考える幕府政治原理の一つである 他人事のような応答であった。制度を変更して諸大名の負担を減らすは愚老も元より右之見込に有之」(同月二十三日斉彬宛斉昭書状)と た。また厳令についても、 減などについては自分の心得として承っておく、 ないことは了解しているので、斉彬側の思いであろう制度上の負担 応えた。大名や旗本等を救済するのに金穀 ひの貴考と存候処、其廉々全く愚老の心存迄に委細承知いたし度」と 昭は、「金穀を以救ひ候は際限も無之候間、 言を呈した (九月二十一日付斉昭宛斉彬書状別紙)。これに対して斉 があり、法令発布だけでは改善しないと主張した。更に号令主義にも 藩の軍備停滞が藩財政難を原因としており、 対して、海防全備が専一であるにもかかわらず、現在諸大名の困窮で 点であったと考えられる。 「全備無覚束」とし、「金銭不通用、 「俄に厳令被仰出候はゝ、御善政に而も一応は人気胴乱可仕哉」と苦 また同月の斉昭と島津斉彬のやり取りを見てみよう。 「号令等剛勢は不宜云々御尤千万に候、 諸色高直」対策が第一と唱え、諸 定而御制度の上より御救 (拝領や拝借) それは物価・金融の背景 と同意を示さなかっ 斉彬は斉昭に ではきり 是 が

②安政江戸地震と老中首座堀田正篤

十月二日江戸で直下型地震が起った。そして、九日には阿部正弘に

知識を活かせるようにしたという理解が一般的であろう。 勝手掛だったことから財政・経済政策を主担し、 幕府財政圧迫や諸大名の負担軽減要求と斉昭の原則論がどこかであわ 策を求める声が確実にあがっていることを認識しており、他方そうし 両の単位で資金を捻出しなければならないこと、大名家から負担軽減 た画期とされている。 究ではこの時点が、阿部が徳川斉昭と政治的に距離をとるようになっ うけた徳川斉昭は、 代わって、再任の堀田正篤 の負担増大に何らかの対策を講じるとすれば、それは財政事情を熟知 斉昭の原則論では幕府諸藩の財政破綻不可避とみなした結果である。 よって幕府や諸大名の財政負担に現実的に対応せざるを得ないとし、 なくなる、と阿部は早くから意識したのではないか。安政江戸地震に た動きを否定しているのが斉昭であることも判っていた。 自分に無断で老中首座がきまったこと、を阿部に抗議した。 方で、堀田を首座に据えた阿部と堀田の関係については、阿部が 被災大名の帰国が勝手次第となったこと、そして 阿部は、 (翌年正睦)が老中首座となった。これを 幕府として海防に備えるには年数十万 堀田に軍事・外交の 幕府や大名 海防費用の 多くの研

幕府や諸大名の負担が海防以外にも震災復興などで絶対的に増えるとすれば、それまでのような古格の経費を削減するという程度では、とすれば、それまでのような古格の経費を削減するという程度では、とすれば、それまでのような古格の経費を削減するという程度では、

③十一月四日評定所一座等宛老中書取

富国強兵諮問

した阿部以外にはあり得ない。それは次の諮問であきらかとなる。

#### 覚

近年来諸国地震津波等之天災打続、且諸夷屡入津致し、殊ニ此度

為致、 手次第為売渡、 諸家・御旗本・御家人之向も産物相求度望之ものは、 代官は手附・手代、 所も御取建有之、 ル産物類、 容易時勢二付、 ル処、尋常之御処置ニ而は迚も可相届様無之、当節之場合実ニ不 層之気力を落し候事故、 様積年散財相続、 難被差置候間、 向累年莫太之御物入二而御繰合不宜、 弥以国家之衰弱相增、 江戸表大地震ニ付而は、世上之膽気大ニ折け、此侭被差置候 都合宜場所相撰、 御料は御代官、 此後之御入費ハ尚更顕然之儀ニ有之、諸家迚も 何れニも非常之御所置有之度、 何れも疲弊致し居候上、此度之地震ニ而上下一 右運送之諸品物其所ニおゐて直ニ為売捌 諸家より 御国勢復古可致様も無之、畢竟公辺御勝手 諸国産物会所と申名目といたし、 方今之急務は富国強兵之外有之間敷、 私領ハ領主・ ハ家来差出し、 其上諸夷之御手当は暫時も 地頭ゟ江戸表江直ニ運送 町人共江直ニ売捌、 就而 ハ諸国 小買等も勝 四五ヶ [より出 伙

少儀ニ可有「之」候、「生き」(生き)(生き)との後には産物売上高へ応し、冥加上納金為差出、諸雑費之御入用公儀江は産物売上高へ応し、冥加上納金為差出、諸雑費之御入用公儀江は産物売上高へ応し、冥加上納金為差出、諸雑費之御入用

(以下略)、(以下形)、(以下格)、(以下格)、(以下格)、(以下略)、(以下格)、(以下本)

# この阿部の諮問は、まず外圧と震災への対応を不可避とし、海防と復

結びつく。 たとなる(諸色潤沢政策)。ここで、富国強兵策が国産品売捌制度と がとなる(諸色潤沢政策)。ここで、富国強兵策が国産品売捌制度と諸国産品流通政策による大量で安定的な江戸への物資流入こそが不可れば海防もない。海防がなければ強国もない、という。富国強兵には、興は共に資金が必要であり、復興がなければ富国はなく、富国がなけ

い。 る。 これによって、輸送時の中間マージンや江戸・大坂商人の価格操作が が江戸での売捌を指揮監督(見廻り)し、売却先は武家を含め誰でも傍線部分から幕領や私領から直接江戸へ輸送し、手付手代や藩役人 強兵策で、取り敢えず二、三年試行する、のはどうか、というのであ 消滅する。それを財源として、 主導・有力藩有利で江戸に国産品を集中するという江戸一極集中路線 を創設し、売上高に応じた冥加上納とする仕掛けであることがわかる。 潤沢政策が打ち出されるのである。 武家の衰弱を阻止するという意志が表明される。その結果、 一方で、流通・金融の主導権を商家から武家(幕府・諸藩) 西国諸藩、 その江戸での国産会所を統合して、幕領分も含め四五ヶ所(幕 中国諸藩、 関東諸藩あるいは品目別に) 震災復興と軍備増強を図るという富国 諸国産物会所 が握 幕府

後、 築したⅢ期国産品売捌制度の根幹であった、再興問屋仲間入札による すれば、幕府領も組み込んだ全国版国産会所への均質化統合構想であ ほとんど検討されなかった。解散令下の国産品売捌制度設計を前提に である。 価格決定(勝手商売廃止令) この諮問があまりに突飛にみえるのか、これまで政治問題としては 幕府の流通政策案は、 根拠のない空論の机上案というわけでもない。 再興期問屋仲間は、 この諸国産物会所の諮問を元に外国貿易の を根本から崩すことが必要、 阿部のこの諮問で時代遅れとなった。 阿部前期政権が構 という結論 以

議論を組み込みながら富国強兵の道に変容を遂げていく。

#### ④幕府諸部局の反応

産売捌制度と問屋仲間制度の観点から整理したい。 庄注(51)前掲『幕末の新政策』にまとめられているが、ここでは国 に注(51)前掲『幕末の新政策』にまとめられているが、ここでは国 でられたものであるが、夫々諮問先から異見が出された。それらは本 阿部の諮問は、評定所一座、大小目付、更には勘定吟味役にまで宛

⑴五五年十二月評定所一座評議書案(留役加藤余十郎・柴田貞太郎作

成

入札が否定されていることは注目すべきである。目立ち、江戸大坂の二極の全国的会所網の立論である。特に問屋仲間これは評定所留役が作成したものである。諮問に比しては現実論が

というのはそのとおりである。 依存の財政を改革するのは賛成である。町人には享保期に相互監視の依存の財政を改革するのは賛成である。町人には享保期に相互監視のはでの財政を改革するのは賛成である。町人には享保期に相互監視の

羅って買込み価格を引上げ〆売〆買も起りやすく、仲間があれば脇売するのはどうか。問屋仲間を解散すると商人は競争的になり元方へ文化以前に戻したが物価は下がらなかった。もう一度問屋仲間は解散:===株仲間解散令で仲間を廃止しても物価は下がらないので、再興令で

よいので、仲間の有無は関係ない。りがなくなるというが、江戸・大坂向けに対して脇売りを禁止すれば

□と諮問案を次のように変更する。江戸・大坂の二極体制とし、陸運品には陸地会所、海運品には海岸会所の川価格が判っているので不当たう。原価が安めの場合は会所で買上げ市中へ払下げ相場を下げるその会所入用に問屋口銭分を繰り込む。荷主への代金支払は会所からその会所入用に問屋口銭分を繰り込む。荷主への代金支払は会所からようにし、一時高騰の場合は会所がらの卸価格が判っているので不当ようにし、一時高騰の場合は会所を位置付ける、というのが(最初の)機構として役人が管理する会所を位置付ける、というのが(最初の)機構として役人が管理する会所を位置付ける、というのが(最初の)機構として役人が管理する会所を位置付ける、というのが(最初の)

ぐって異論を唱えることになる。──しかし、このⅲ以下については、いくつかの諮問先が仲間解散をめ

②五六年二月勘定奉行宛寺社奉行書状(掛合書一括)

に町奉行に回覧された。出となった。その経緯は同奉行が掛合書と共に勘定奉行に述べ、さらき直し再回覧の上議論があったが、合意できず、寺社奉行単独での提したものである。すでに三奉行で⑴評議書案後半…以降を削り別に書これは、寺社奉行が評議書案では異論があるとして勘定奉行に提案

入を減らすため江戸入荷の段階で買上げて、残りの売捌は武家・町人等」に見合う会所取建を提案する。そして武家消費分は市中からの購第とする。新しい要素である幕領の集荷については「八丈嶋産物会所能性を考え、国産品江戸入荷までは現状を保守し、国産売捌を勝手次的たし候商人共之権を取上」ることとして了解する。しかし、実現可まず今回の眼目を「富国強兵之御仕法」とし、「天下之財宝を掌握

となる。武家が天下の財宝を握り、巨商は衰弱する。寺社奉行は武家官・領主・地頭から直接売捌きとすれば、産物も潤沢になり物価引下仲間入札にかかれば買いたたかれる。そこで、町人を経由せず、代直売できない制度なので、町人共に利権を奪われてきた。領民も問屋の差別なく勝手次第とする。結局Ⅲ期国産品売捌制度では、武家からの差別なく勝手次第とする。結局Ⅲ期国産品売捌制度では、武家から

直売捌を謳う触案まで提案した。

否定的である。 否定的である。 一座案、寺社奉行案はいずれも江戸問屋仲間に が。ただ、八丈島産物会所(嶋方会所)は実質三井の資金で運営されい。ただ、八丈島産物会所(嶋方会所)は実質三井の資金で運営されい。ただ、八丈島産物会所(嶋方会所)は実質三井の資金で運営されているので、どこまで実態を理解した幕領会所案かは不明である。 で対した構想である。直売勝手次第となるのが一座案との決定的違 がっただ、八丈島産物会所のように会所を設ける、という既存機構 である。

③同三月~五月町奉行所内の議論と町奉行上申書

て反論せざるを得ない。それは他の奉行を巻きこんで展開する。信が基底にあった。したがって、町奉行やその配下の再興掛は徹底しそもそも阿部諮問は、嘉永期とは異なり、再興問屋仲間に対する不

·1三月南町奉行宛諸問屋再興掛上申書

上げた。
(1)評議書案:::(仲間解散令再発令の議論)に対し、寺社奉行が自案を勘定奉行や町奉行に伝えた。そこで町奉行は担当の年番与力に意見を閲定奉行や町奉行に伝えた。そこで町奉行は担当の年番与力に意見

ii 同三月勘定奉行宛町奉行書状

町奉行としては、評議書案が後半問屋仲間解散の議論を書き込まな

出て、 ば、 書後半の文案として提案する。 用金も集まり、品数が調達されている。 令では物価は下がらないと遠山景元が主張したが、再興令の功験で御 になったが、 に国産直売捌以外にないことは認める。解散令で国産売捌は勝手次第 ので異論はない、寺社奉行が異論があるとして何か発言するのであれ 面是迄通りとし、〆売〆買などがあった場合に吟味する方式を、 の入津調査や災害救助物資の見込など、 合仲間の規則がなくなり、 屋が頑張って潤沢な調達を再興令の趣旨に沿って実現した。 い修正をするのであれば、是迄の法制度を厳格に運用する文意になる その修正案によれば、 金融が滞る。これは武家の困難となるので、 所轄奉行として評議書修正を上申する、と勘定奉行に書通した。 (『幕末』四二八八号) もでた。文化以前に戻すという再興令が しかも再興後十年も経たず再び停止では、 更に安政地震で諸色潤沢、 しかも冥加金もなくなった。ペリー来航以来市中手当が重要と 商人依存になり、 町奉行も、 諸品の売買が武家の進退となると、 却って他領品抱込みなど逆効果もあり 低価格を申渡した。特に材木類は問 富国強兵のすべが幕領・藩領とも 町奉行では立てることもでき 問屋仲間解散が再発令され組 問屋仲間の形態は当 町人の信用がなくな 問屋再興 江戸 評議

ると町奉行は主張し、阿部諮問とは正面から対立する。ペリー後の富国策=諸色潤沢には問屋仲間再興令こそが役立ってい

iii同四月町奉行宛諸色掛名主上申書

なり素人へ搬送し、素人商人は荷主から安値で買取すれば不慣にもその書上を極密に提示した。解散令中は諸国荷主が江戸問屋に不義理とで物価引下にならなかった理由と、再興令によって値下げされた商品諸色掛名主は、町奉行の前記意見を補強するために、株仲間解散令

主の感じていたところなのであろう。ないことである。国産品売捌制度と問屋仲間の共存が落とし所と掛名令が物価引下にならない理由の中に、国産売捌の影響を述べた箇条が気相狂う十年であったという上申書である。ここで注目すべきは解散のまま値で売捌くので損毛分の備えがなく商売は損失ばかり、惣体人のまま値で売捌くので損毛分の備えがなく商売は損失ばかり、惣体人

.v.同四月南町奉行宛南町奉行所再興掛上申書

ば、 むであろう。その旨の上申書案を閲覧してほしい、という。 し一座へも演舌すれば、 よいのだろうか。文面だけではなく別に一座で論陣を張るのでなけれ 定奉行と連名の同案は不都合である。再修正して合意を獲得するの 懸念する。一座評議書案における市中行政批判は「文勢猛烈」で、勘 行は 文案で再度回覧となった。しかし寺社奉行が単独で評議書を出したの 案後半iii部分は合意できないというので、 町奉行上申書を説明したものである。つまり、 定的ということだろう。このままでは評定所の内評は荒立つだろうと 諸問屋再興掛が先に提出した意見以後の経緯をまとめ、 市中の事実をつくしきれない。再興前後の事情を両町奉行で上 再回覧案に再修正という線で勘定奉行側と協議を図ったが、 「本之御論」に戻すというであろう。 評定所案の問屋仲間停止を削除したもので済 問屋仲間停止を削除という もともと問屋仲間再興に否 当初三奉行では評定所 vに掲げる 同奉

申書が出された(勘定奉行も別に上申した)。に老中に出されたようであるが、次にみるように別に町奉行限りの上結局、町奉行と勘定奉行は折り合い、両者連名の評議書は五月九日

V同五月老中阿部正弘宛町奉行上申書

ては、老中諮問のいうごとく、大坂・江戸の巨商に天下の財宝を握ら町奉行の最終的な主張は大枠でwと大きな違いはない。町奉行とし

変革であり、実現できないことである、という。 に奪われなくなり至極よい。 しないのは了解する。 れ大利を貪られているのは事実で、彼らが売崩れ苦情を出しても頓着 確かに根本的変革ができれば武家の権威が商家 しかし問題は、 評議書案の書くように大

ない。 慣れであり、商人の権を挫き、 武家の管理に移っても町人の助力抜きでは、およそ商売上の仕組に不 の諮問でもあきらかである。 識ではある。しかし、 諸家が国産品売捌制度を望んでいるわけでもなく、国産品売捌制度が 行が商人を呼び出し売捌人が示談させてきた。しかし、すべての大名 阿部諮問の論点だった国産品売捌制度は、町奉行からすれば、 机上の空論である。この指摘は現場の監督者だけにリアルな認 問屋入札で運営してきたので、 阿部がそこをこそ打開したかったことは五四年 武家の衰弱を立ち直らせることになら 諸家より問題があっても町奉 素人

取締は乱れ、 実際は差支ることになり、 というわけではない。 や諸色潤沢などは、 六年は懸かるという諸色掛名主の見込である。とはいえ、 将軍に聞こえるところとなり再興令となった。 となった。 値下げにならず、却って資金繰悪化というので、文化以前への再興令 ○年も解散令で勝手商売となったので商風は一挙に改まらず、あと五 もたらさないと遠山景元が主張しているが、値下した品目も多い。 大名も自分のために努力すべきなのに町人任せであった。 町奉行はいう。株仲間解散令では国産品売捌も勝手次第となったが 解散令は仮想商法で、 解散令に逆戻りである。 再興令の成果である。商人の権を挫けば世のため 国産会所ですべて幕府と領主の管理となれば、 巨商に一任となる。 実際は問屋仲間が対応した。それが 再興後まもなく組合廃止では それでは、 問屋再興は物価引下を 解散令でも 諸色潤沢の 御用金調達

> のでは、 奉行には欠けている。 転換の根本にある。 財源を蓄積する機運を削ぐものであった、という思いが、 て阻止的であったし、 町人の危惧は金融にも影響し、結局武家の差支えとなる。 しかし、 武家も商家も疲弊と不満が蓄積するだけという見通しが、 問屋仲間入札は結果として江戸市中への国産品集荷にとっ 大艦隊が来航するたびに軍事動員と御用金を課す 町奉行と阿部との嘉永期のような協調は終わっ 国産品売捌によって諸藩がいわば自律的に海 阿部

い発想

町

#### ξ 安政地震と水戸藩家来鈴木藤吉郎

諸色潤沢政策すなわち富国から強兵策への指向となる。

安政地震を経た阿部の決意であり、

諸国産物会所による

た。それが、

多一郎、 とも身の安全の図れる位置を公然と確保した。 後日御用を仰せ付けるので浪人扱いではないという。 前で町奉行に申渡と書取が出て、 部や久世にも取り入っていた人脈を活かし、 の危険を感じたことはまちがいない。 松藩に働きかける一方、斉昭周辺でも激派、 なかった。ふたりを失った水戸藩邸ではこの均衡が崩れ、結城派も高 は了解しており、 が増していたが、結城派を淘汰する状況になかった。そのことを彼ら により、水戸江戸藩邸では斉昭側近の戸田忠太夫や藤田東湖の影響力 こされた。四月二十五日長く囚われの身だった結城寅寿は処刑された。 (57) これに驚いたのは鈴木藤吉郎である。 安政地震の被害は水戸藩邸にも及んだ。 などが台頭し五六年三月から四月に結城派への粛清が引き起 結城派のもつ藩政実務の能力まで否定し去ることは 町奉行直支配として召し抱えられた。 早速暇願を出し、 結城派に近いというだけで身 すでに徳川斉昭の幕政関与 翌月七日には、 すなわち原田兵介、 一方鈴木のこの変わり 藤吉郎は、 おそらくは阿 阿部

席次、 の道が、 もった産物集荷政策の検討を必要とする。 取調開始にあわせ、町奉行所自体の編成替えを迎えることになる。 が出てきたからには召返しは不可能など議論百出となった。 すればいじめられることになり、ますます憤るにちがいない、 選択した。これは貿易対象商品の確保という文脈で、 きくなり、また、人材的にも鈴木藤吉郎という諸藩国産売捌に通じた 行路線を修正し、幕府主導による国産集荷への指向が町奉行の外で大 阿部の書取を受け取った町奉行としては、鈴木の待遇 ることとし、万一に備え川路聖謨に工作しておくことになった。こう 水戸藩に抱えられたのに暇を乞うのは大罪だとかの意見や、 を粛清した側であった。召返して水戸の勝手方にすべきとか、 人物が町奉行所内に偶然とはいえ入り込むことになった。 して御三家水戸の脱法ぎりぎりの国産品売捌に深くかかわっていた鈴 (結城派のこと)に組していない大山師にすぎないとして、 かくして、五六年前半には、 それに苦慮してきた町奉行に庇護されるという関係が生じた。 内部情報が幕府に漏れるのではないか、と心配したのは結城派 ペリー来航情報を活かせなかったのを顧みて、 屋敷改の肩書、 貿易問題と絡んで新展開する。 オランダから香港総督バウリング来日情報が伝えられた。 願届の提出先)を整えなければならなくなった。 (窓) た町奉行としては、鈴木の待遇(町奉行所での 政策的には旧来の問屋仲間保護の町奉 阿部が諮問した富国強兵へ 貿易取調開始を 全国的視野を つぎは貿易 大目に見 結局奸説 鈴木から 町奉行 願って 幕 七

## 第三章 諸色潤沢と町奉行所

## 、「沿海御取締見込書」と貿易取調

**命見込書」** ①五六(安政三)年八月阿部国産品貿易諮問と岩瀬忠震他「沿海御取

れば、 の前提となる国内流通=集荷実現策は机上策とみなされ、 とする構想である。従来は②の対外貿易論に議論が集中し、 仲間外排除というかたちで問屋仲間を統率する会所御用達の力を基幹 持するしかないという消極的必要論を唱えたのに対して、 集荷された国産品の余剰分を対外貿易に備えようとした点で新しい。 ことによって、幕府の全国流通統制と一体化することを前提とし、 の前提には、 の可能性として掲げた最初として評価されている いう諮問(BGKM 14-213)を行なった。これは、幕府が貿易を将来 況は一転して、 は論じられてこなかった。しかし、 五月までの町奉行らの議論が、五五年阿部諮問に対して問屋仲間を維 し各所へ配送する(引受ける)問屋機能を大船と会所で統合強化する いう長文の上書がある。この上書は、①問屋仲間が持つ、商品を入荷 五六年八月初になると、国産品売捌による富国強兵諮問をめぐる状 ⑴についてもしかるべき評価を与えるべきであろう。 前七月海防掛目付岩瀬忠震らの「沿海御取締見込書」と 阿部正弘は全ての国産品を対象に海外貿易に充てると 前年諮問とその後の評議を踏まえ (後述)。そしてそ あまり多く 株数限定、 (1)の貿易 (2)

る。 られ、軍事的危機即応ともいうべき大船建造許可とかなり異なってい行、等を提案する。これには軍事政策というより流通政策として考え 所での藩船荷揚、 送の海運化、 の会所集荷 として

・通船改会所十五ヶ所の幕領化と

江戸産物会所の設置、 けが大利を得る弊害を防ぐという提案である。つまり、 以下、 諸藩国産品売捌との関わりから、この構想i・vi・viを整 付、 .iv大船運用の会所御用達委託、 関東絹市会所設置)、 ※藩船の最寄会所寄港、 iii 唐蘭物・羽二重等高級品輸 **巡海外会所設置** v 辺境地集荷、 大船運用体制 vi産物会 ix海軍修 ii陸荷

#### 1通船改会所と産物会所

けて、 役人手当、 負担とする。 用達(江戸問屋仲間から選出)に引受けさせる。「仲買共」へ入札さ(@) 置する。通船改会所には代官所手付手代を派遣し産地出荷品を引き受 等全国十五ヶ所(産物会所設置検討中の箱館は含まれない)に設置す せ、値段交渉が成立したら荷主が二%の冥加を納付し、 などでの浪費を防ぐためでもある。 る買主が価格交渉をする。 る。下関など私領は会所敷地だけを幕領とする。産物会所は江戸に設 るというもので、 (「天保十二丑年以前之如く株式公然相定」められた株仲間) 江戸での手続を厳格かつ合理化する。江戸入津長期化による吉原 は、 口銭を取ってきた各港問屋を御用達とし、この会所で売主と問 通船改会所と産物会所間は為替決済で、各会所運営費は御用達 沿海枢要の港に 大艦・大小炮製造、 会所取引高総計を五千万両とすると、この益金百万両は 本案の眼目をなす。 「通船改会所」と江戸に「産物会所」を設け 交渉成立後御用達が浦証文=積荷証明を交 貧窮対策、 まず口荷(荷見本)を産物会所御 通船改会所を江戸や大坂、 国産品開発・製造、 浦証文を提出 蝦夷 であ 長崎

に強まる新たな発想に基づく制度設計となっている。に強まる新たな発想に基づく制度設計となっている。は、諸藩による国産品江戸集荷を核とした国産品売捌制度とは基本的国内遠隔地間交易、江戸集荷を託し、利益を富国強兵に充てる。これ地・南島開発等に充てられる。幕府大船を国内流通に導入し、これに地・南島開発等に充てられる。幕府大船を国内流通に導入し、これに

#### vi藩船の江戸荷揚

扱量迄は一%、それ以上は二%とする。の国産品売捌制度を採用の)場合は、会所役人立合のうえ、従来の取の国産品売捌制度を採用の)場合は、会所役人立合のうえ、従来の取の税を払うとする。蔵屋敷に格納して入札してきた(すなわち、従来番船(「諸侯之手船」)積載国産品は江戸の産物会所に差出し、二%

#### ii藩船最寄会所寄港

では、舶載武器の書類も添えて、浦賀と大坂で改をうける。付けられる。国産品は同所でiの手続で浦証文の発行をうける。帰国国産品輸送や参覲交代での藩船は、最寄通船改会所への寄港を義務

れ の商品集荷策を構築する議論の出現は、 景に退いている一方で、 ている。大船通商による富の蓄積が重視され、 論を超えて、大船商用運用として、財政、 することの意義を、 ぎ、武家の利益にもなり富国強兵の基本を建てる。この構想の理念は 海防筋護国安民之為稅法」 以上の大船運用により、 てきた 注 60 参照) 富国強兵策の実現に求めた。つまり、 幕府と各地の問屋資本が一体となり幕府中心 沿海取締、 一確立にある。 すなわち、 箱館会所との関係でも注目さ 取引高に二%課税を一般化 海外通商まで議論を拡大し 大船軍事力の強化は後 〆売〆買密貿易を防 昨年来の

の変化を整理しておこう。すなわち、両政策は五一年以後問屋仲間再ここで、ペリー来航後の問屋仲間政策と国産品売捌政策との関係性

船海運政策を海防掛目付岩瀬忠震が案出したと押えておきたい。 捌制度ではなく、株仲間として再編成され問屋仲間が集荷して行なわ ょ 株仲間編成して組み込んで取引高に課税する流通税制を立ち上げ、 問屋仲間入札を廃止し、 以上の大名で普遍的に立ち上げる議論を喚起した。 興政策の下にあったが、五四年になると、阿部は国産売捌政策を万石 れる。こうした御用達=問屋仲間ヒエラルキーを組み込んだ集権的大 江戸に集荷された国産品から海外輸出分が搾出される。 用達を中核に仲間を統括する強力な流通統制を実現することにより、 強化する構想が打ち出された。 た形に均質化され、江戸入荷量増加 口銭は考えられていな 輸出にせよ、そこでの国産品販売は、 私領向けだった国産品売捌が幕領までふくめ 今回の上書は、 (諸色潤沢) 諸藩の財政援助としての売 大船運用に問屋資本を 政策として抜本的に 五五年十一月には 江戸入荷にせ 問 御

②香港総督バウリングの来日情報と阿部貿易方法調査諮問

このとき、 法の調査を諮問する書取を評定所一座に重ねて下し急評議を命じた。 案やバウリング条約、 貿易協定を提案した(七月二十三日、 チウスはこれを受けて、同条約写を添えて、日蘭和親条約副章=自由 バウリングと再会し、 所の分遣隊司令ファビウスが長崎に到着した。同人は途中香港で総督 伝えたペリー来航情報を活かしきれなかった阿部に、 るのが自然であろう。 五六年七月ハリスが下田に到着する半月前七月八日、 日本への伝達を依頼された。 阿部のもとには オランダ商館長時代のドンケル・クルチウスの 副章を受け取った阿部正弘は八月四日、 彼の締結した英=シャム条約 「沿海御取締見込書」は届いていたと考え オランダ全権委員ドンケル・ BGKM 14-175)° 貿易について十 (バウリング条 江戸でこの提 長崎海軍 貿易方 クル - 伝習

分に研究するという意識が潜在したのは不思議ではない。

ず、 唱えられた「出貿易」に近く、それは、来航米国船にる。しかし、まず考えていたのは貿易一般ではなく、 えよう。 と阿部の構想は国産品江戸集荷から貿易品創出へと拡大してきたとい 方可然」と維持可能な渡物 国力相続キ可申哉、 る。 う発想の進展があり、 た余剰の産物が新たな貿易で利益を生み富国強兵の財源ともなるとい 前年十一月の富国強兵=国産会所諮問と比較すると、国内需要を超え 練為致候而も、 た。とはいえ「出貿易」を担う渡航人材養成には 命じられた(BGKM 14-213)。五五年十一月から五六年八月の段階 本全国所産之日用諸品之余分を以、 いう諦念も示されている。 この書取は、 つまり、 その代り日本側が海外へ出かけ米船来航は拒むというものであっ (銅の外)「諸渡物等如何様之仕法ニ致候而、差支無之御 此上五年七年を経不申候而は、 対外貿易を開始する方向をしめしたものといわれてい 兎角交易御差許之有無ニ不拘、 「沿海御取締見込書」 結果として、「左候 (帰荷=輸出品) 外国無限之求に応し」るしかない 来航米国船による貿易は認め の余剰分交易の構想であ を確保する方法の調査が 万里之航海無覚束」と (人材不足の) 「如何様勉強出精習 右大本は取調置候 ペリー 来航時に 時は日

が検討され始めた。 | (BGKM 14-289)、九月十日阿部は再び評定所一座以下にこれを諮問した(BGKM 15-11)。ところが、バウリング来日が当面遠のき、貿別的未定のまま、オランダ副章・バウリング来日が当面遠のき、貿別的未定のまま、オランダ副章・バウリング来日が当面遠のき、資料が検討され始めた。

# 一、軋轢を生む外国貿易取調と諸色潤沢取調

## ①外国貿易取調掛と諸色潤沢政策

れていないとすれば、諸藩は納得しないであろう。
に外国貿易取調掛が任じられた。外国側と商取引方法を摺り合わせる
とともに、全国所産の日用諸品をどう集荷し、交易による利益をどう
とともに、全国所産の日用諸品をどう集荷し、交易による利益をどう
とともに、全国所産の日用諸品をどう集荷し、交易による利益をどう

は、幕藩関係にも市中政策にも直結する問題だった。 は、幕藩関係にも市中政策にも直結する問題だった。 は、幕藩関係にも市中政策にも直結する問題だった。 は、幕藩関係にも市中政策にも直結する問題だった。 は、幕藩関係にも市中政策にも直結する問題だった。 は、幕藩関係にも市中政策にも直結する問題だった。 は、幕藩関係にも市中政策にも直結する問題だった。 は、幕藩関係にも市中政策にも直結する問題だった。

#### ②諸色潤沢取調掛町奉行

取調掛になったことは、 部良弼は同日に、 行に選抜されたのであり、 異動となった。 方に貿易取調掛を、 十一月十八日、幕府は大目付伊沢政義・町奉行跡部良弼 つまり、 留守居格 同時に良弼・ 跡部は諸色潤沢政策を実行するために北町奉 貿易政策と潤沢政策とが一体であることを物 南北町奉行が併せて貿易取調掛と諸色潤沢 (海防掛) 頼方に諸色潤沢取調掛を命じた。 大目付から留守居格北町奉行に : 同池田 跡 頼

っている。

は遠山以来の政策基調と軋轢を生む。 は遠山以来の政策基調と軋轢を生む。 は遠山以来の政策基調と軋轢を生む。 は遠山以来の政策基調と軋轢を生む。 は遠山以来の政策基調と軋轢を生む。 は遠山以来の政策基調と軋轢を生む。 は遠山以来の政策基調と軋轢を生む。 は遠山以来の政策基調と軋轢を生む。 は遠山以来の政策基調と軋轢を生む。

見込書」の発想を諸侯重視の立場に見せかけた(あるいは誤解させ 売捌増量分を一%から二%に増税して原則二%税を課す「沿海御取締 にて此上貿易之利しぼり被取候様にてハ以之外」)であり、「一般に富 対応できず、幕府だけが貿易上の利益を搾取するのは以の外(「幕計 て、 易構築に向かっているという観測だった。さらに、岩瀬は宗城に対し 次のような情報を伝えた。宗城は、町奉行を先頭に全体として海外交 この町奉行の人事を見ていた伊達宗城 た したのであって、 るとした。ただし、 を打ち消そうと貿易の利益を幕府と諸藩で共有し対外非常時に対応す 有相成様」にしたい、 では、 日本の政治体制は封建制度であり、 わけである。 諸色潤沢政策に対する反応はどのようなものであったろうか 諸藩を優遇するとは表明していない。 岩瀬は幕藩含めて「一般に富有」を図るべし、と と語ったという。 (旗本出身) つまり、 諸侯が窮迫していては非常時 岩瀬は、 は十二月、 諸藩の国 宗城の危惧 慶永に

これらから、諸色潤沢は実質国産品売捌で、その売捌先と利益配分

沢にする術は心得ていた。

「窓」の関係にあたって論点となっていたとみてよい。言いかえれば、が貿易開始にあたって論点となっていたとみてよい。言いかえれば、が貿易開始にあたって論点となっていたとみてよい。言いかえれば、が貿易開始にあたって論点となっていたとみてよい。言いかえれば、

# ③五七(安政四)年貿易開始方針と諸色潤沢政策

「史科六」 「史科六」 「大学」 で、幕府にその回答期限を四月と切った。そこで 戦争開戦の報を受けて、幕府にその回答期限を四月と切った。そこで 戦争開戦の報を受けて、幕府にその回答期限を四月と切った。そこで での具体的方法(「仕組はケ様々々、品は何々、港は何所々々」)を一 ここで での具体的方法(「仕組はケ様々々、品は何々、港は何所々々」)を一 でいう自由貿易案を提起したドンケ

交易之方可然哉、又は長崎表之振合ニ而、公私打混し候御仕不平之基ニ付、是等も勘弁有之度、一体御国ニ而は、政府之侯も同しく益を得、積年之疲弊をも補候様ニ不相成候而は、一、諸侯之国産も多分可有之、右廻し方、且貿易御開之上は、諸

法抔可然哉……何れも不容易件々、

諸藩に不平を招かせないのは難しい、ということであろう。とする。こうした藩援助策は、阿部がペリー来航後に繰返し言及しての国内流通政策と輸出政策により諸藩の財政援助となることが必要だされていないが、そもそもは諸国産品売捌についての条項であり、そ五七年三月諮問は、同時期に出された老中諮問のなかではあまり注目

きるかがこの諮問の問うたことだった。 と見なせるであろうが、そのようなやり方で「積年之疲弊」を解決で にして外国貿易を集中し、そこから得た富を藩へ配分するという考え たものから論点を外した観がある。結局「貿易会館」を輸出入の中核 こそあり、 色潤沢取調掛が任命されているのに、貿易開始が隠されていることに 輸出手続するという。そして、諸藩に不満があるとすれば、それは諸 出税を支払い、 会館に向け輸出国産品を輸送し、 を徴税の上輸出に廻す。つまり、御料も私領も産物は 入津する要衝に「貿易之会館」を設定して、会所での 国内集荷の中心に位置付く江戸物産会所以外に、長崎に加え外国船も 海防掛大目付目付はこれに対し翌四月に上申し、 堀田の決断を求める論となっている。これは、 同会所で貿易担当役人が処理して外国側へ渡物として 途中改会所で船税を、 本条については、 「銘々」がこの 「改済」み産物 江戸会所で輸 諮問

であろう。 のズレのままでは、 う軸では、 始という軸で岩瀬等海防掛目付と共通する。 する、会所を通して諸藩国産品売捌取扱増大を図る考え方は、 と諸色潤沢取調掛の発足、そして五七年堀田の貿易開始諮問まで一貫 しないが)取扱高に比例して増加するものと位置付けられている。そ こう考えると、 会所網構築でも、 五五年阿部の富国強兵諮問以降、 島津斉彬や伊達宗城の諦念と危惧を解消できない 貿易品集荷でも、 しかし諸藩財政援助とい 諸藩の利益は 五六年貿易取調掛 貿易開

て締結した。この間に阿部は亡くなり(六月十七日)、単独で政権を人は全権ドンケル・クルチウスと八月二十九日日蘭追加条約を長崎にと岩瀬忠震の貿易筋取調のための長崎派遣となり(四月十五日)、二しかしそうした思惑を超えて、堀田の貿易開始の方針は、水野忠徳

結局前者は「御軍艦操練所之儀は……追而御廻米其外諸般運送方之表明したのである(十月)。 表明したのである(十月)。 表明したのである(十月)。 表明したのである(十月)。

〔史料七〕

ニ可有之、左候節は御当地諸色忽払底ニ相成物価引上候は眼前之候様成行、且北国奥羽筋之儀も、箱館表江積廻方是又同様之事情運漕之諸雑費不相掛、難破船之憂も無之候故、長崎表江悉皆相廻……上方并中国西国筋之もの共は、大坂廻夫ゟ御当地へ差下し候

致間敷、 間 勘弁仕候処、 候上之取計ニ相成候歟、 其余は長崎箱館江相廻し候歟、 は、 用之余れるを以、 儀に有之、諸色潤沢方之儀に付而は私共兼而蒙御沙汰罷在候ニ付 凡何品と申儀相撰候上、出産之国々相糺、 当時江戸入津之諸品員数凡相調置、 外国江之売捌方手広ニ相成候儀而已心懸 体外国貿易御差許可相成諸品之内 舶載之諸物之代り品ニ被差遣相当之儀ニ有之候 何れニも総括之取締相立不申候而は永続 又は諸品一 差向外国江御渡可相成分 般ニ江坂両地江相廻し 何程は両地 御国 御国内之差支 中上下必 心へ積送

二成行候而は不容易儀ニ有之……

ように、 であり、 である。 開始すれば諸色払底となる、というのは諸色潤沢取調掛としては正論 なった貿易開始が唱えられていた。前者が未確立のままで貿易だけ 態になる。「沿海御取締見込書」でも、 ある。外国輸出だけ考えて、国内需要に支障をきたすとたいへんな事 することである。輸出品配分は全国的な統括がなければ維持不可能で 品が流れ、江戸は諸色潤沢どころか払底、 奉行である。 すなわち、長崎・箱館開港により、両港に距離的にも近いところは商 堀田単独政権が諸色潤沢を蔑ろにしないよう釘を指すのが 外国貿易は日本国内の必用を満たし余った分を舶載品と交換 幕藩財政を慮って国産品売捌を問題にしたのは勝手掛の阿部 ここで輸出可能品増産が目指される 国産会所網の確立と一体と 物価高騰となる。 傍線部の

④町奉行所と鈴木藤吉郎

①同年後半の仙台米調達、②町奉行与力以下の人事、が比較的まともあり、町奉行史料の中にはほぼ人事記事にしか残らない。その中で、沢政策とどのように関わったのであろうか。鈴木が後に獄死したこと五六年五月に町奉行に庇護された鈴木は、その後同奉行所で諸色潤

上げられるので、これについても言及する まっている。また、米油取引や震災復興が鈴木の不正行為として取り

される。そこで同月八日町奉行が年番与力に渡した書取によれば、(で) るとしたときのものである。 十人扶持と与力の上席を与える、 た米油案は容れられず、代わりに町奉行が町奉行所御用聞として、 木藤吉郎が町奉行所の庇護下に入って十ヶ月後に、先に同人が提案し 翌五七(安政四)年三月の鈴木藤吉郎昇格に関わる人事資料が注 職務は米油諸色潤沢方取調御用とす 鈴  $\equiv$ 目

関東地方の米が不作のところ、鈴木は仙台藩の十万俵を内金で押さえ (1) たというのである。天保期には鈴木は、蔵元升屋の機能麻痺により で町奉行所は関知しないが、 ていたので、 鈴木は前年の建白の中に米十万俵備蓄案を掲げた。たまたま同年は 而仙台家勝手向」を牛耳っていたのは前述した。 市中米屋と談合して放出したいと申出る。 万一の混乱に備え勘定奉行に断りを入れ 本来相対売買

十一月正式に、仙台藩蔵元升屋平右衛門の「蔵元断り」を勝ち取った。働いたと想定できる。結果として仙台藩との契約を果した中井は同年 これが鈴木のいう「定例廻米高之外直行米十万俵余内金指出買留置」 米資金五万両を調弁することを求められ(家屋敷を担保にした)、 くことの仕掛けとみてまちがいない。 の引受先や米相場経験が必要とされた。ここで、鈴木の能力と金力が 生糸・紅花の上方取引を通じて仙台藩と結びついていた。 中井新三郎と五年季の買米契約を結び、買米の権限一切を委任して 「御蔵元同様」の機能を果すことを求めた。中井は以前から藩国産の 江戸深川蔵屋敷での相場取扱なども従来通りとされたので、 方、仙台藩は当時安政改革を仕掛け、 それが五七年三月になって、 五六年六月新たに近江商人 しかし、 担保 買 冏

> 命じられる。 同年新米から米油に転用することを前提に、 の「奇特之筋ニも相聞、 抜群御用立候もの」という鈴木評価を生み、 米油諸色潤沢取調御用を

部

化の痕跡はなかなか見いだせない。この状況を佐久間長敬は次のよう けがあるものの、 じられ、下役なども備えられていき、 ②しかし、阿部の肩入れがあり、三月に与力たちにも諸色潤沢掛が命 に回顧した。 町奉行所自体や市中行政において諸色潤沢策の具体 町奉行所の組織としての位置付

〔史料<sub>(80)</sub>

就ては、 を悟らなかつた。 真とおもつて策を建つると、 者が少し計金を儲けた事 で考へたよふにはならぬといふ事をしらない。 中の諸色は幕府の力でどうでもなるという大計画を建白する。 幕府の小役人にはなかつた。その虚に付込で鈴木藤吉郎は、 ている。老中や奉行がいかに気をもんでも、②実際そんな智識は も皆保守的の頭脳、新規の事をして失敗してはならぬと身構をし な見込や良案を立てる人物はない。町与力同心も町年寄、 老中の見込にて、掛役々も任じられてあるが、当時の役人にそん してその余分を外国へ出さねばならぬ、 弁才とまた経験の足りない処と、 潤沢掛といふものが出来た其根原は、 江戸市中に日用諸物品が欠乏してはならぬ、 R 天下の政事は大失策になるといふ事 相場 師 政事上は眼目で見て、 や米油の江 その主法を立てろという ①外国と貿易をなすに ③米の相場で田 戸 商 人が 是非潤沢さ いふ事を 机の上 町名主 日本 彼

勤を尽せと内意があつたが、 今度跡部が再勤すると、 私しの父を呼んで、 父は先の失敗に懲りているので、(天保改革) 御時節柄再勤して忠

び大坂のよふな事になり、与力同心に苦痛を与へるのミにて、 もの、 した。 策は、 教訓には、以後参考のため此成行を能く見ておけと教示された くして、尋常平凡の役人根性では勤まりません、此度も御失策に 情を知て見ると、天保改革の仕損を悟り、 其時尚答へた、其筈であります、永く浪人して商人とも交り、下 込んだな、兄と一緒に天保改革に働いた時とは違つたと笑つた。 は覚束ないと遠慮なしにいつた、跡部はこれを聞いて、貴様も追び大坂のよふな事になり、与力同心に苦痛を与へるのミにて、功 御懇意だから服臓なく忠告を申上る、うか、、新事業を起すと再 無学の小吏に迚も見込は立たぬ、平らに御免を蒙る、 易なという大仕掛の事は、 設けるのは博徒が賭場を開いてテラ銭、カスリ銭を取立るよふな りを海外へ輸出させよふとするには、 ならぬよふに御注意なしと言張て来たと、私に話しました。私へ 諸色潤沢所が江戸町人大恐慌が起るかもしれない、 高を増加しなければならぬ、 く辞退し、 御上へは税金も揚るだろふが、これが為に破産者も出来る 当時にては容易ならぬ計画である、 現今行れている商品取引所を設立しよふというのでありま 上申した鈴木の見込は、 再勤を願はなかたつた。其時跡部から市政の見込を聞 我々海外の事情をしらず、経験もない 其本を正さしして、 迚も行れまい、 根本の産地を改革して産出 商法の掛引は秘密か多 諸色を潤沢さして其余 ④鈴木の 江戸に相場所を 殊に海外の貿 併し年来の ふ潤沢

かし、傍線②の語るところ、町奉行所のスタッフは岩瀬の大計画を受確保すること、そのための策定が町奉行所に求められる、という。しれたこと、しかも、江戸市中への集荷量を増大するかたちで輸出量をまず、傍線①では、諸色潤沢取調掛がまさに外国貿易のために任命さ

こんな訳で当時の内部を能く覚へています。

に獄死はむしろこうした平衡移動の反動の結果と考えられよう。 足で米相場で失敗して失脚し獄死したとは考えにくく、 61 す力の拮抗が想定される。一方が他方を排除しない限り事態は動かな 来の発想を保守する消極派が並立し、 行所の中では、外部勢力としての鈴木を中心とする積極対応派と、 かい。しかし貿易開始の政治的圧力は喫緊であり、それに対して町奉 ものである。 生産過程に即して対策し生産量を増やさなければない、という発想は ち流通政策によって貿易開始に備えるという発想は根本的に誤りで、 場ができた。ただし、 けとめて策定する能力はなく、そこに「山師」鈴木藤吉郎の活躍する 沿海御取締見込書」以来幕府有司の貿易開始論に一貫して欠けきた 傍線③の記事についても、鈴木の米相場経験からすれば、 のちの殖産興業の投影した長敬の思いとしても、 傍線④の長敬父長興の諸色潤沢策批判、 跡部が前者を、 池田が後者を押 後述するよう 経験不 興味ぶ 従

守は、 n 田 えていた。 追加条約は締結され、 題の第一線に立ってきた経歴の持主である。 跡部・池田とともに貿易取調掛となった。その意味では、外国交易問 た。 奉行、ペリー再来航の浦賀奉行、更に日米和親条約調印の全権を勤め 守政義が大目付から南町奉行となる。伊沢はオランダ国王書翰の長崎 ここで町奉行人事を確認しよう。 たのである は大目付に転じたが、 調印後は条約港下田の下田奉行になった。そして、二人の町奉行 五七年十二月二十八日に大目付へ転出する。 伊沢が諸色潤沢政策の最前線に登場したと考えられる。 ハリスとの間では通商条約の交渉が大詰 奉行所内の拮抗で潤沢政策推進派に押 政治的には劣勢にあった池田 しかも、このとき蘭 代わりに伊沢美作 品めを迎 播磨

江戸市政はそれぞれの立場に立つ与力らの争いの場でもあった。佐

去り、新法を設け諸色を江戸に潤沢なさしむる事」と謳われている。 大門はそれを、鈴木の腹心とされた蜂屋新五郎と天保期からの重鎮与久間はそれを、鈴木の腹心とされた蜂屋新五郎と天保期からの重鎮与久間はそれを、鈴木の腹心とされた蜂屋新五郎と天保期からの重鎮与人間はそれを、鈴木の腹心とされた蜂屋新五郎と天保期からの重鎮与

株仲間解散令を彷彿とさせる条文である

付転任 という。結局不当に出入を引き延ばした職務怠慢として、 の名があがったものの、 吟味の上関係帳簿の押収となり、 だったので、跡部はここに介入した。仲間惣代を奉行所へ呼び出 双方の問屋が奉行所関係者に金銭をもって働きかけていたことは確か 問屋仲間再興により再燃し、 商人(砂糖直仕入のもの)は仲間認定をめぐって争ってきた。それは なったという。 市中取締掛諸色潤沢掛から先手組与力に配置換え そこで浮かんだのが砂糖問屋一件である。十組以来薬種問屋と砂糖 締掛諸色潤沢掛から先手組与力に配置換え(同二十九日)と(十二月二十八日)、八太夫は南町与力同心支配役年番吟味方 阿部は既になく、池田、 決着を見ないまま、六年の歳月が過ぎた。 贈賄先として阿部、 東条は受け取らない 池田、 池田は大目 東条など

に組織化されたものという。(84) と鈴木は病死)。 心にあった惣名主上席が罷免となり、 市中取締掛、 更に注目すべきは、 熊井理左衛門・石塚三九郎・鈴木市郎右衛門という市政の中 諸色掛、 これらの諸掛や惣名主上席は、 東条の処分が出た同じ日、 酒入津掛、 それらが忠邦の弟跡部甲斐守良弼によっ 絵草紙并書物掛、 年明けに揚屋入となった 名主掛である世話掛 天保改革をきっ 人別掛が免じられ ?(石塚 かけ

調が貿易取開取調に追付いているというところといえよう。名に米国との通商条約締結の意向を伝えていた。なんとか諸色潤沢取れ以前とは違うことを物語っていた。同じ二十九日、堀田正睦は諸大て機能停止を命じられたのは、諸色潤沢政策を執行する権力の質がそ

いる。この七月という季節は新穀出荷にかかる時期であり、その意味(3)。 ・一林信也氏によれば、七月に米方掛名主の掛役御免が申し渡されて ・一林信也氏によれば、七月に米方掛名主の掛役御免が申し渡されて 集荷作業、前事業施設開設などの史料に気づかされる。 ・一十林信也氏によれば、七月に米方掛名主の掛役御免が申し渡されて ・一十本による。

では五七年収穫米については町方名主の管理下に置かない、(86)

という

鈴木が独自に米集荷を行なえたともいえよう。 手していったといえよう。 めるのみである。跡部はこうした弱い環から旧制の市中行政再編に着 策は展開されず、 問屋仲間も素人直売買を抑える努力はするが、 売散」らす状況が止まないという事態である。 (87) に露呈した米関係諸問屋仲間の弱体化を伝えている。 部=鈴木の意志の表れであったといえよう。 売廃止令にも拘わらず、 ただ、旧幕引継史料『米穀一件 勝手商売廃止令とそれに先立つ米流通統制法令を留 在方の者が白米に春き立て「勝手次第素人江 あるいは、 米商法調』 ゆるい流通管理 は、 一件書類には具体的対 勿論米方掛与力も各種 五. 五. つまり、 であるからこそ (安政二) 勝手商

※注(58)前掲「鈴木藤吉郎一件調」には、諸色潤沢掛下役任命と、

描く人物像(89) おり、 事で藤吉郎がよい思いをしている) る。 筆墨紙代請求、弁当代支出、下役同心手当に関する史料が多く収めら される。 進行し、至便な河岸地に面した用地を選定・確保するのは困難が予想 のであろう。 請には、 れている。 なった結果生まれたともいえる。 つまり、事業用払下地の選定と確保が大きな業務量を生んでいた また、 諸色潤沢御用の鈴木が震災復興で力を発揮するという鷗外が 「買下地調」に手数がかかっていると理由付けがなされてい 下役などの人員増と、 (「藤吉が出て今川ほろびけり」、 このときは、 震災復旧のため堀埋め立てや同埋立地への講武所創設も 箱館産物会所江戸会所の起動期に重なって 超過勤務の常態化が窺える。 は、 復興事業と諸色潤沢とが重 今川橋付近の運河埋立工 。手当申

# 三、堀田正睦の失敗、久世広周の失態、鈴木藤吉郎の失墜

### ①堀田正睦上京と留守幕閣

田上京の結果待ちとなった。日上京し、あわせて岩瀬忠震らも上京する。通商条約に拘る問題は堀日上京し、あわせて岩瀬忠震らも上京する。通商条約に拘る問題は堀条約締結勅許を獲得するため老中首座堀田正睦が五八年正月二十一

易を拡大する産物増産に可能性を見たのであろう。 たのである。 成長しつつあった事実を農政の担当者に伝え、私領まで広めようとし を期待させる一方で、 用番)と松平忠固(二・三月勝手掛用番)だった。これより以前年末 紙・茶の増産方針 軍艦操練所による廻米 諸色潤沢を担当した勝手掛老中は久世広周 忠徳と岩瀬は、 蝋、 (『幕末』 漆器、 長崎での貿易変化を目の当たりにし、 注 五〇七八号) 茶が安政期長崎貿易の有力輸出品に (73)) や、幕領代官向けの櫨 が示された。 貿易と諸色潤沢は (正·四 大船運用 [月勝手掛

車の両輪となって意味をもつ。

品廻送令で逆にこれらの輸出を抑えたのも頷けよう、 とすると、 ている(五八年三月)。これらの生産増進が諸色潤沢策の現象である(50) 申請なども箱館奉行に出され、同奉行から町奉行へ掛合などもなされ て取扱われている。江戸では前年に蝦夷地魚油から蝋を精製する事業 蝋の入荷量を知らしめた。すでに蝋 倣うとした。結果奉行所に直接提出された相場書は、 から直接相場書が提出されている の作成継続を町奉行所に伺が出た。 からの受理先であった諸色掛名主は差免となり、 月漆奉行に提出する蝋と水油の相場書は、 そして二月二十日蝋・茶・紙・漆増産の幕令がでた。是より先、(空) 佐久間長興の意見と比しても興味ぶかい。 (米方掛は前年差免) ので、それに 跡部は、 (櫨蝋・漆蝋) 蝋問屋行事と水油問屋行事 米相場などは各問屋行事 正月町年寄から、 は諸藩国産品とし 町奉行に改めて 池田頼方らが五 毎.

#### ②老中久世広周の産穢

三月用番老中になった久世広周は、同月二十四日男子出生というこ 三月用番老中になった久世広周は、同部正弘資金の行き先(上田と関宿)を追っており、薬師 た直弼は、阿部正弘資金の行き先(上田と関宿)を追っており、更に四とで、用番を内藤信親に代行する挨拶を行ない(翌日御免)、更に四とで、用番を内藤信親に代行する挨拶を行ない(翌日御免)、更に四 三月用番老中になった久世広周は、同月二十四日男子出生というこ 三月用番

#### 〔史料九〕

来ゟ申聞候処差返候方可然旨被申聞候得共、勝手向差向候入一、上田再勤節、 当日 退出 前鈴木藤吉義金千両差出、退出後家「金甲松東忠國」(※800年7月11日)

関宿専被骨折候二付、 取沙汰と相成候処、 守 别 関宿は藤吉儀最初より取入居、 相成候二付、 と相成候旨抔取々噂仕候、 用等ニ而彼是議論も差置無余義入用を相達、終ニ其侭借入ニ 而親敷立入、 転役と相成、 其後藤吉儀初而逢有之候節金弐千両差出候由 用立金は万両以上之事ニ候由、 関宿被引込候二付、 不量出勤被致候ニ付而ハ、 又此度は右之返礼ニ上田骨折ニ而出勤 右引中藤吉江三千両程も返金有之 同人娘分を妾ニ出し置候故 右藤吉一条世上一般之 然処跡部甲斐 上田再勤之節

関宿前文之妾腹二出生有之、七夜之祝として当四月十五日左

土橋二葉町ニ罷在

三味線弾

替名築八と申唄うたひ相越、夫々業有之候得共、 り候ニ付又候右之者被呼参り、 向は簾障子を隔被聞候由、 哉と人々息を詰居候様之折柄、 歩行候次第、 処、重キ御役家江被呼候事故右之芸人共大ニ嬉ひ内々之儀を 之遊興差控候趣ニ而遊芸を家業ニいたし候者共難渋仕候由之 ニ候迚暮過頃ニは相済、 右之者共相越夕方より明七時頃迄三味線・長唄有之、 震災風損等之天変又御趣意之趣も有之、世上一統右様 殊ニ其頃は世上ニ而も、 此上世上之弛ニも可相成と、 皆為引取候由、 同月十九日ニは深川屋敷ゟ隠居参 執政之御身分二而右様之遊興 定吉は差支右代り武士ニ而 杵屋弥七 京都之御模様等如何候 一体近来亜墨利加船 所々風聴いたし (以下四名略) 翌日御日柄 尤主人

### は何共如何之儀と風評仕

て面会したときには、二千両差出したというが、 費用に使い、そのまま借用ということになった。 藩邸に千両を差出した。上田藩としては忠固の意向とは別に役職向 忠固が前年九月老中再任となったとき、 この史料は六月薬師寺に宛てられたとされる探索書である。 上田に取り入っている 忠固の登城拝命中に藤吉郎は 藤吉郎は嘉永期から 忠固が藤吉郎に初 老中松平

を

を得す、 も亦金融を依頼し、 はないものか、という。 は緊迫していない、と伝えている。中根雪江は藤吉郎を捕囚する方策 危惧される忠固には久世が後ろ盾につき安泰であり、 によれば、 もそれはしばらく伏せておかれたらしい。『昨夢紀事』(五月朔日条) する中枢で、 は五月二十四日更迭されていたことである。 ずれにせよ、難局に臨む緊張感が足らないと風評されている。 しているので、あるいは三月出生の男子がそれなのかもしれない。 また、佐久間は、藤吉郎の腹心与力蜂屋の娘も久世の側室となったと 跡部良弼が左遷となり久世も登城しないでいたので、 (%) 関宿藩物産会所以来の関係であることは確かである。 奥に入れ、 した久世のために、 もうひとつ重要なのは、 久世広周に藤吉郎が古くから取り入っていて、 就中大老荷担の有司に入魂多く」という状況故である。 岩瀬忠震から橋本左内への情報として、大老派への転向が 繁く藩邸に出入した。用立てた金額は万両以上という話 四月下旬には鈴木藤吉郎をめぐって異常が発覚し、 忠固が裏工作して再登城となったとの噂という。 其他歴々の諸有司も家計の為に其扶援を仰かさる 「関閣の金主なるを以て……謀行はる、 直弼が事態を詳細に掌握する前に跡部良弼 つまり堀田と井伊の並立 同人の娘 藤吉郎について 再勤する世話を しかし、五月に (継子)

機として、責任者たる跡部を失い、町奉行の諸色潤沢政策は完全に行 取消た」事件が、中根の言にあるような空気の中で蒸し返されたこと 第一奉行始め多くの人の失策になり……大騒動になるのでうやむやに の細工にて、誰もしるへき筈はない……併し此事が表向露顕になると 近世になつてこんな大なる馬はない、故に余義なく剥合て納める秘密 といつた事」であり、探索したところ、「昔は大なる馬もあつたが、 れば「起りは、彼 人々を鈴木に結びつけることにより排撃する、政争の具となった観が のち『昨夢紀事』には五月を通じて鈴木藤吉郎の記事は多く見られる。 (%) き詰まった。あっという間の局面転換である である。 城御櫓の太鼓の音を聞いて、 ある。ここで問題視されたのはあれこれの政策ではない。佐久間によ 全体としてみると、忠固と広周などをはじめとする大老派と目される(タワ) 堀田の帰府と井伊の大老就任とによって、 (鈴木) が己れの智恵を傲らんかために、 此太鼓は壱枚皮でない、 鈴木の太鼓問題を 剥き合皮である ある時御

宗政策遂行に当たってはめられたのは、あらぬ事実を負わされた鈴木中脇坂安宅差図で町奉行石谷穆清が関係者の処罰を申渡した。諸色潤中脇坂安宅差図で町奉行石谷穆清が関係者の処罰を申渡した。諸色潤味揚屋入となり、翌五九年五月六日病死となる。同年十一月十一日老年揚屋入となり、翌五九年五月には北町奉行所から召喚され、二十六日吟を免じられ、七月二十五日には北町奉行伊沢美作守から米油諸色潤沢御用鈴木藤吉郎は、六月三日南町奉行伊沢美作守から米油諸色潤沢御用

船で構築することにより、 おける諸色潤沢政策は、 築するか、 権交代は、 五月から六月にかけての堀田 という枠組みを大幅に変更するものになった。 日米修好通商条約に対応してどのような政治経済構造を構 可能性の如何は措くとして、 国内需要を満たすと同時に、 (六月二十三日罷免) 産物会所網を大 から井伊 外国へ渡すべ 堀田政権に 0) 政

> ここで消滅した。 して蝋以下の国産品を増産する指向を含んだものであった。これらはき商品を維持可能な形で確保する、という流通政策であり、輸出品と

# 井伊政権下の市中潤助政策を考える おわりにかえて

れることを紹介しよう。

政策の変質が、井伊政権において「潤助政策」と呼ばれたものに見らの研究史においてあまり議論はなされてこなかった。最後に諸色潤沢の研究史においてあまり議論はなされてこなかった。最後に諸色潤沢の研究史においてあまり議論はなされてこなかった。最後に諸色潤沢の研究史においては、今まで金銀通貨問題を除いて、そのための財政経済政策については、今まで、

われた池田・石谷は、次のような内慮伺を老中に提出した。 る。翌十一月二十三日、翌年に開港を控えた日程で市中経済対策を問いうラインは完全に断たれ、「保守」(佐久間の表現)の市中行政となに転任し、代わりに池田頼方が復帰する。これで阿部=堀田=跡部と跡部の後任は勘定奉行だった石谷穆清で、伊沢も十月外国掛大目付

安全に貿易品が流通する。 中景気をよくして金融改善を図り、 制・金融緩和に転換して江戸の景気を回復し、 躍するところとなる。 改革以来の厳令と緊縮、或いは震災による市中景気衰微の中で売捌け 国際市場の論理で買い進められる。他方外国商品を引受けても、 ないであろう。結果として出超、 「諸人積鬱之耳目を改、聊ニ而も規縮窮屈之儀は皆無」と)する。 条約によって外国人は市中商民と直売買がゆるされたので、 しかし取締強化のみでは繁昌は見込めない。規 翌五九 品不足、 (安政六) 年六月開港にいたり対策 あわせて対外規制を強化すれば、 物価高騰となり、 気詰まり感を解 奸商の暗 商品は 市

抗的な方針であるといえよう。 江戸の景気を回復して外国貿易に対応するのは、 う内願である。 するのでは手後れなので、 問屋仲間あっての開港=貿易体制である。 であったので、 れ問屋送荷は激減する、 会所御用達が問屋仲間を再編して全国的流通網を編成するもの 素人直売買勝手次第で糴買が起こり、 池田にとっては問屋仲間制度を死守する必要があった。 しかも、 と強調する。 諸色潤沢のためという議論で問屋仲間 今のうちに対策調査を命じて欲しい、 諸色潤沢の議論が問屋仲間に批判的で 問屋仲間を維持し、 商品は江戸問屋以外へ流 諸色潤沢政策とは対 規制緩和で が潰れ とい

販売、 主への返済期限がのび武家も町人も資金不足となった。 起しないと江戸の商業的求心力は失われる、 三芝居のような遊所で富豪が無益の金銀を使うことが金融の一 開港を迎えれば江戸に産品が集まらない。風俗規制を緩め、 なる、という。潤沢には商業的繁栄が必要で、市中が不景気のままで 淫らな風俗が なわち(1操り芝居の市中出稼、 け引きとした文化期の故事にならい、 上申した。諸色潤沢ではなく、 正月町奉行二人は、 として書取を町奉行に下した(十二月十九日)。翌五九 い道を閉ざしたところに、 ここでいう規制緩和とはどのようなものか。老中もそこを聞きたい これは天保改革で岡場所取払、 両奉行は同時に (4)料理茶屋・水茶屋営業の許可である。 (見え) 再び 「市中融通之儀勘弁仕申上候書付」を作成してい なくなり、 「市中潤沢見込之趣御尋ニ付申上候書付」 大名も海防で物入なうえ震災が続き、 (2)鳴物業の市中興行、 市中潤沢がポイントである。 武家取締にもよいし、 遊女屋が新吉原 風俗業規制緩和を打ち出 という発想である。 料理茶屋を建てた方が 一ヶ所になって潤 (3)遊女歌舞伎絵 地獄として養 市中の潤助と (安政六) 新吉原や 消費を喚 番の駆 す。 しか 年 す を

> 金の養生薬を遊女に変えた市中潤沢しかなかったのであろうか。 遊廓のあり方を含め、 する硬直に陥っていた。 行は出発点が天保改革批判で、 の外国人の遊廓立入り問題の検討を逆に指示されるのであった。 は当初開港に先駆けて先手を打つとしながら、 いて別の書類を作成せよ、という老中の内沙汰で落ち着いた。 には提出されなかったようで、 儲けから資金提供したら「両全之御所置」という上申書である。正式 ヶ所を復興し、 締だけを強めるのは対策ではない。 女を私娼とする実態が判っていて、 新吉原遊女屋に勝手次第出見世させ、 どう構想するかであった。 課題は開港に対応する政治・経済・社会を、 結果的に外国人の吉原への立入りにつ 新吉原を軸に市 そこで、 取り締まれば吉原送りとなり、 取り払った岡場所の内十 直前四月になって江戸 中潤沢 鈴木藤吉郎という 新吉原にはその (潤助) 町奉行 取

して、 諸色潤沢政策が構想され、 問屋仲間と国産品売捌の合成力とは異なる原理、 あった。五六年阿部はバウリング来日情報を受けて貿易開始を意識し きにとって江戸問屋仲間は、 弘は富国強兵をめざす全国的産物会所網構築へと舵を切った。 幕藩制的流通政策であった。これがペリー来航により、 られるように、 変遷を見てきた。 してくる。 人事淘汰を伴なって進んだ。貿易取調も潤沢取調もはっきりと形をな 以上、ペリー来航から通商条約締結まで、六年間の諸色潤沢政 その町奉行版が諸色潤沢取調であった。これは五七年町奉行所の 開港をまたず諸色潤沢政策は消滅する。 しかし、 問屋仲間と国産売捌制度に依存した最終局面を迎えた 再興令以降の江戸流通政策は、 五八年前半に足踏み状態となり、 集荷された諸色の余分を貿易に充てるとい 意見の分岐はあるものの基本的に桎梏で この全過程に係わっ 強力な会所網で動く 関宿の産物会所に見 井伊政 五五年阿部正 この 策の

が求められている。 が求められている。 が求められている。 のとして受け取られた。これは五品廻送令についても考えられること 所網の構築を繰返し目指すが、結局諸藩国産売捌の利益を失わせるも のとして受け取られた。これは五品廻送令についても考えられること 所紹の構築を繰返し目指すが、結局諸藩国産売捌の利益を失わせるも 政策のゆくえを見守っていた諸大名が、江戸問屋仲間を離れて国産品 のが鈴木藤吉郎であり、彼が取り入った久世広周であった。諸色潤沢

んに感謝したい。 ノートに基づく。コロナ禍の制限厳しい中、同講義を聴講された皆さ本稿は二〇二一年度秋学期文学部日本史特殊講義のために準備した

#### 註

- 国史』(吉川弘文館、一九七二年)、第四章。(1) 五七年に貿易開始への方針転換を見る見解は、石井孝『日本開
- 2 多くの諸色潤沢掛関係史料を紹介している。 まっている。一方で 年)・同 論じた研究は小林信也氏の一連の研究で、「天保改革以後の江戸 の鈴木関係史料を収録し、 して新設諸色潤沢取調を担当する。 鈴木藤吉郎は五六年に町奉行支配となり、五七年に与力上席と 都市行政 (二〇〇五年)・『江戸の都市プランナー』 「藤吉郎、 諸色掛名主の活動を中心に」『関東近世史研究』 江戸に現る」『江戸』(二〇一八年) にまと 『東京市史稿』産業編五十九が町奉行所時代 その解題である小林 (二〇一八年) 町奉行所諸色潤沢掛について しかし諸色潤沢の実 (柏書房、 10 1 1

色潤沢掛与力はごく短期間しか機能しなかった。
世潤沢掛与力はごく短期間しか機能しなかった。しかし、諸がいった市中取締が諸色潤沢にシフトしたともいえる。しかし、諸雄把な表現をすれば、天保改革期以降の物価政策や風俗規制と難把な表現をすれば、天保改革期以降の物価政策や風俗規制と難把な表現をすれば、天保改革期以降の物価政策や風俗規制と難把な表現をすれば、天保改革制以降の物価政策や風俗規制といった市中取締が諸色潤沢にシフトしたともいえる。しかし、諸原はよく判っていない。一方で、南和男『江戸の社会構造』(柏熊はよく判っていない。一方で、南和男『江戸の社会構造』(柏

- (3) 『佐久間長敬講演 裁判百話 鈴木藤吉郎之生涯』(鷗外文庫、(3) 『佐久間長敬講演 裁判百話 鈴木藤吉郎之生涯』(鷗外文の明け渡し責任者。「鈴木伝考異二(佐久間長敬君記)」『鷗外全の明け渡し責任者。「鈴木伝考異二(佐久間は当時町奉行所与力に表している。
- 学園大学法学研究』五三(四)(二〇一八年)。(4) 菊地久「井伊直弼試論~幕末政争の一断面~(中の一)」『北海
- 5 同編 仲間入札と国産品売捌の平衡移動を考えるようになった。 ベース実装と旧幕引継史料 (「開港前・後の問屋仲間と藩専売」二○一五−一七年)を執行し 私は鈴木藤吉郎の存在を意識した。これに先立ちに科学研究費 度に『井伊家』一~六の人名索引データベースを実装する過程で 料』(以下『井伊家』、冊と文書番号を表記)。二〇一八-一九年 東京大学史料編纂所編 『大日本近世史料 諸問屋再興調』(以下 『大日本維新史料 『市中取締続類集』 類聚之部 『諸問屋』) データ の検討で再 井伊家史
- 通政策が、解散令と再興令(『諸問屋』2-1)との間で断絶する直売買と藩邸出入人の売捌を勝手次第とする独立箇条である。流の一般のでは、第二条は素人の一般のでは、第二条は素人の一般のでは、第二条は素人の

いて詳細は別稿を予定。年)に学んだ。諸藩が藩邸・蔵屋敷で行なう国産品売捌制度につ価のための序論」『研究年報経済学』二九 (三/四)(一九六八と指摘した、安孫子麟「問屋再興期の商品流通--問屋再興令評

- られている。
  (日本経済評論社、二○○八年)、一七八頁~一八○頁に取り上げ一三○頁~一三一頁と山形万里子『藩陶器専売制と中央市場』一三○頁~一三一頁と山形万里子『藩陶器専売制と中央市場』
- て、あわせて問屋仲間を再興した。(9) 解散令以前からの問屋を古組、同令以降営業の商人を仮組とし
- 捌き続けた。家別相対売捌とされる。(10) 特定藩(姫路や彦根など)では、指定の問屋商人に国産品を売

15

成)筆『物産会所記事』二冊(824-1-1/2)。再興期問屋仲間の(12) 茨城県坂東市(旧猿島郡)中山家文書の内、中山伝右衛門(元

事 いる。 料』の概要」に依る。記して感謝する。 いては桜井前掲書付録三(桜井・西澤作成)「『中山元成関係資 法学部近代法政史料センター原資料部)を利用した。同文書につ 着目している。中山寛六郎関係文書マイクロフィルム(東京大学 日米交流』 来航と中山元成の長崎滞在」桜井良樹編著『幕末・明治の茶業と 末・近代』(日本経済評論社、二〇一九年)、西澤美穂子「ペリー 中山元成の浦賀行―史料紹介―」大豆生田稔編『港町浦賀の墓 要経済学研究科』二五-二七(一九八八-九〇年)で利用されて 中山光太郎「関宿藩の江戸物産会所」一~三『東洋大学大学院紀 生態を示す貴重な史料と考える。藤村通「関宿藩『物産会所記 覚書」『茨城大学政経学会雑誌』一七-一八(一九六六年)、 最近では、上山和雄「一八五三、五四年(嘉永六、七)、 (同社、二〇二〇年) が中山のペリー来航への関心に

- | 国産売捌の状況」参照。 | 国産売捌の状況」参照。 | 二〇一頁、表4-5「江戸における諸家
- (4) 「久世大和守殿領分下総国関宿産物荷物売捌調」国会図書館旧(4) 「久世大和守殿領分下総国関宿産物荷物売捌調」国会図書館旧(4) 「久世大和守殿領分下総国関宿産物荷物売捌調」国会図書館旧
- 掲注(21)にみるように、この茗荷屋・恵市屋は関宿藩邸に古くその経緯から再興後も二番組制となった。『諸問屋』7-138。後と区別されていたことに由来する。実態は既に混用されていたが、屋は菱垣廻船を利用しなかったので、山城・近江などの銘茶問屋屋は菱垣廻船を利用しなかったので、山城・近江などの銘茶問屋

会所」の担当と命じられていた。めのもので、関宿藩役人から四月になって恵市屋が「関宿産物仮から出入していたわけではない。この届は書類の形式を整えるたから出入していたわけではない。この届は書類の形式を整えるた

- 特別である。後掲注(29)水戸藩の例を参照。 産が蜜柑以外にも多数・大量の産物からなり、御三家国産政策はが解散令期でも売捌人となっていることを紹介している。紀州国が解散令期でも売捌人となっていることを紹介している。紀州国屋の所有構造─蜜柑揚場と手付仲買」同
- ろう。 会所仮取扱」を命じた際(五月三日以前)に、提示した文書であ 遵守事項を藩庁に差し出した請書。会所掛今村が恵市屋に「物産 (7) 四月十四日付で泉田村名主庄兵衛が、会所開始に際し荷主側の
- (18) 白子屋卯兵衛は再興茶問屋仲間にはなく、藩邸内に住居を登録し、出入用達であることから、藩邸出入商人として存在していたと考える。通例だと国産品売捌人として機能する。関宿藩茶国産した形になった。紅花国産扱いが藩から提起されると、茶業者では対応できなくなる。藩邸出入商人=売捌人がその国産品を取扱ら商人であることは必須条件ではない。井上勝生「幕末の武州豪農と長州藩」『幕末維新政治史の研究』(塙書房、一九九四年)は、政治史の観点から売捌人を析出した、先駆的な研究である。
- 周の国産売捌制度を構築したのである。やがて熊井は鈴木藤吉郎たことは留意される。熊井と鈴木藤吉郎とは一体となって久世広一三年)が詳しい。彼らが国産売捌制度に深く関係させられてい(1) 惣名主上席熊井ら三名については、小林注(2)前掲書(二〇

- (20) 再興令前後の紅花の流通状況(打越荷物)については、安孫子によって社会的に葬られ、さらに鈴木は久世に絡んで獄死する。
- 後見(大伝馬町一丁目、壱番組・弐番組)。衛伊勢住宅ニ付店支配人徳兵衛(伊勢町、壱番組)、長井屋かつ住宅ニ付店支配人太助(大伝馬町一丁目、壱番組)、中条屋瀬兵住・市屋ひさ後見三保造(伊勢町、壱番組)、茗荷屋善五郎伊勢

 $\widehat{21}$ 

注

(6) 前掲論文が詳しい。

- (22) 入札やヤリ市が活気を呈するというのは、入荷物に対する茶問屋の前貸金融支配が効いていない、ということを意味しよう。とず、 
  はいえ、指名入札になってしまえば、入札者が有利となることを、 
  専売化して利益を出そうとする藩(と領民たる荷主)と、できる 
  でけ大量に安価に(江戸で)仕入れたい問屋との間に軋轢を生ん 
  だけ大量に安価に(江戸で)仕入れたい問屋との間に軋轢を生ん 
  でいる。
- (23) 中山注(12)前揭論文(三)、一六頁
- 当然判っていた。(24) ペリー来航情報は知る人ぞ知る状況にあった。老中久世広周は
- 水戸関係の記事としては他の文献と合わないところが多い。記』安政四年三月二日条の「鈴木藤吉郎由緒之事」は詳しいが、(25) 小林注(2)前掲書(二○一三年)二一○頁以下。『藤岡屋日
- 早稲田大学図書館蔵『世談鎖叢』十六所収。

26

- 大八木四郎三郎取調候鈴木藤吉郎身分探偵書」。(27)『生涯』所収「安政五午年北町奉行石谷因幡守申付同組隠密廻
- (28) 前注 (16) 参照
- (29)『水戸市史』中巻(四)、三六九頁以下。木戸田四郎執筆。「大

- (30) 「新伊勢物語」『茨城県史料 幕末編Ⅰ』、二二〇頁
- (31) 同右書、二四〇—二四一頁。
- 32 外交』(有志社、二〇一五年)、 明治維新』(有志社、二〇一一年)、麓慎一『開国と条約締結 阿部政権の政治史は多いが本稿では、 であることは重要であろう。 ○二二年)を参照した。阿部が老中就任翌年から一貫して勝手掛 (二〇〇三年)、岸本覚「安政・文久期の政治改革と諸藩」 (吉川弘文館、二〇一四年)、後藤敦史『開国期徳川幕府の政治と 『明治維新とナショナリズム』(一九九七年)、同 「講座日本近世史 渡辺修二郎 『阿部正弘事蹟』 七 開国 (有斐閣、一九八五年)、三谷博 上卷 (一九一〇年)、二八七頁 同『阿部正弘』 守屋嘉美 「阿部政権論」 (戎光祥出版、 『ペリー来航 『講座
- の史料を多く採らないことによるのか。(32)前掲書に学ぶところが多い。同書により斉昭の存在に気づく。に追うと、斉昭が敢えて多く触れない軍費調達の存在に気づく。本稿での斉昭が報えて多く触れない軍費調達の存在に気づく。

39

し、応接掛の林韑の不手際を強く非難した。○二二年)。五月十七日登城し条約写を見た斉昭は不満を露わに(34) 横山伊徳「日米和親条約再考」『歴史地理教育』九八三号(二

- (35) 安政初年の「富国強兵」『思想史講義』(筑摩書房、二〇二二品がほとんど富国論であり、更には貿易取開論となることに注意論がほとんど富国論兵」論を考える上で、阿部の「富国強兵」
- の研究』(吉川弘文館、一九八三年)。(36) 近松真知子「開国以後における幕府職制の研究」『幕府制度史
- である。 掲書、一九六頁参照。五四年にこの諮問がでるのは何故かが問題(37) 『諸問屋』7-154、155。この史料については、山形注(8)前
- (38) 売捌人が、個々の国産品に精通しているとか、江戸問屋仲間とは強まり、江戸問屋仲間としては影響力低下を招こう。とか、仲間と商品取引を通じた金融関係を持っているか、などは前掲書参照。領内からの江戸出稼で借家に住む擬制的売捌人は、輸えてみれば中山伝右衛門が江戸に出店して直接茶問屋仲間と相喩えてみれば中山伝右衛門が江戸に出店して直接茶問屋仲間と相いるということであり、領内商人の江戸出荷品に対する発言力対するということであり、領内商人の江戸出荷品に対する発言力は強まり、江戸問屋仲間としては影響力低下を招こう。
- 忠優 として、 小浜藩主酒井忠義 0 取調申上候書付」(7-93) には寛政期以降天保十一年までの諸藩 家国産売買調」があり、そのうち町年寄「諸家国産売捌之儀書留 件に引続き、 国産品売捌が書き上げられている(注 『諸問屋』七、一七一頁以下に、 (忠固、 五一年以後の諸藩国産品売捌の届類を収める。この諮問 当時老中) 安政年間の届として、 (当時京都警衛) 領分産物売捌 再興掛 産物取捌 (1) (7-160), 五四年十月上田藩主松平 「問屋組合再興ニ付 (13))。 7-94以下は (7-161)'(2)五六年七月 (3) 五七年 主

- 度実行を求められ他方で職務特権がらむ事例といえよう。162)を控えている。これらが傾向として、職務上国産品売捌制閏五月字都宮藩主戸田忠恕(前老中)領分木材類取調書類(7-
- 旧幕引継書類『市中取締書留』九六(嘉永)。2572331/1/102。(40)『諸問屋』七、一一七頁以下。「嘉永六年十二月町年寄上申書」
- 木・平川注(7)前掲書参照。 木・平川注(7)前掲書参照。
- る。 直轄領は不可避)と蝦夷地問題(上知評議など)が掲げられてい(六月二十六日設置。和親条約で条約港と遊歩地となったので、(公) たとえば蝦夷地上知については、三十七ヶ条には箱館奉行問題
- かには京都に近づけたくない藩もある、と漏らしている。(43)『昨夢紀事』一、二五一頁、二六三~九頁。阿部はこれらのな
- の求心力を高めたと考えている。 おける主たる異見は淘汰されていた。結果として両極を除き阿部(45) 改革令申渡直前に老中松平忠優と松平乗全が罷免され、幕閣に
- (46) 『水戸藩史料』上、六七四頁。
- 五頁。斉昭は、家斉二十一男と斉脩の後継を争った。結果、御三(47) 横山伊徳『開国前夜の世界』(吉川弘文館、二〇一三年)二二

- (铅)『維新史料綱要』データベース、安政二年八月十六日条所収家で水戸だけが将軍家から養子を迎えることから免れた。
- (4) 参勤緩和については、岸本注(3) 前掲論文、九六頁。

維新史料編纂会所蔵照国公文書二。

- (50) 例えば、後藤注(32) 前掲書(二〇一五年)、二二五頁以下。
- (51) 「諸家国産之部」旧幕引継史料『市中取締続類集』第四ノ上。2588632/1/6以下。本庄栄治郎『幕末の新政策』(有斐閣、一九三りし」と結論する。守屋注(32) 前掲論文、一〇一頁。https:// りし」と結論する。守屋注(32) 前掲論文、一〇一頁。https://
- (52) 売捌人の存在は否定されていないように思われる。
- (33) 佐藤信淵は『復古法』で「国々より出る所の諸産物を江戸・大(53) 佐藤信淵は『復古法』で「国々より出る所の諸産物を問屋共に分配して」売捌き、「代金総高の中より……僅なる貢税を刎収て役所た。よく知られる水野忠邦への佐藤の献策以来、全国的国産集荷た。よく知られる水野忠邦への佐藤の献策以来、全国的国産集荷会所の発想は、文久期久世広周政権の国益主法まで繰り返される。北島正元「幕末における徳川幕府の産業統制」『人文学報』一六、「九五七年)、山崎圭「文久期幕府経済政策と国益主法掛」『中央大学文学部紀要』二一(二〇〇六年)参照。注(70)参照。 たい (70) 参照。
- 七二年)参照。七二年)参照。松尾涼「伊豆七島嶋方会所について」『学習院史学』九(一九
- (一九三一年)に引用され、最近では岡崎哲二『江戸の市場経(55) 本庄栄治郎「幕末の株仲間再興是非」『経済論叢』三二(三)

- (講談社、二〇一五年)、第五章で使われている
- 56 組をもうけ排他性を希薄化し、 川注(七)前掲書参照 勘定奉行は仲間再興には、 株特権の復活として慎重だった。 両者は合意に到達した。荒木・平 仮
- 57 『水戸市史』中巻 (四)、第二十章
- 58 用という訳にはいかなかったのであろう。 取入之儀は已前之通仕候」という。恐らく水戸藩は直ちに鈴木不 家』5-139 并御用聞諸色潤沢掛被仰渡候調」、2548613/1/150、に収められて 継史料『七十冊物類集』 五九に大部分翻刻されている。また、「鈴木藤吉郎身上書」『井伊 いる。以下「鈴木藤吉郎一件調」と略す。『東京市史稿』 成田成祐政府日録」。藤吉郎町奉行直支配関係の書面は、 『維新史料綱要』データベース、安政三年四月二十五日条所収 (安政三年九月か) によれば、 五十二「辰五月 相変わらず鈴木の「御 鈴木藤吉郎町奉行支配 産業編 旧幕引
- 59 巻は蝦夷地や大船建造など全般的問題を一括したもの。なお、史 四、二一三号。以下BGKM 14-213と略す。「沿海御取締見込書 判断をBGKMがはじめて示す、 交文書』 山謙次郎の連名上書とする(『千葉県史料 料編纂所蔵 廻ってきた書類を条約締結国毎にまとめたもので、最後の第十四 雑纂』第十四、2571941/1/68。 阿部の八月諮問は、『大日本古文書 BGKM 14-201。後者の原本は旧幕引継史料『外国事件書類 参照)。国産品売捌問題が外国関係の問題であるという 「堀田正睦外国掛中書類」第三十三は、 同史料は、 興味ぶかい採録である。 幕末外国関係文書』 嘉永安政期町奉行に 近世編 岩瀬忠震 堀田正睦外 石井注 卷十 デ 平
- $\widehat{1}$ 前掲書第四章第二節、 参照
  - 60 う。 館、 脈で解釈される。 塚田編 大坂については、 世北海道漁業と海産物流通 政策と箱館産物会所」石井孝編『幕末維新期の研究』 全国のあるいは江戸の問屋資本を差配できるのか、が問題となろ 所でも、 会所全国網を維持できるほど強力なのか、が問題である。 が組織できるか、株仲間を構成してそれに従う個々の問屋資本が な御用達とその配下に株仲間を再編するという。各会所に御用達 色潤沢策の特徴である。 年)。安政四年十二月大坂町触による「株」仲間再興はこの文 会所と問屋仲間との間に会所御用達が介在するのが、五六年諸 一九八七年)、江戸会所御用達任命については田島佳也 箱館会所と諸色潤沢策との同時性は守屋嘉美「幕府の蝦夷地 『近世大坂の都市空間と社会構造』(山川出版社、二〇〇 その御用達 原直史「箱館産物会所と大坂魚肥市場」 (箱館は杉浦嘉七、 単純な十組株仲間復活ではない。 (清文堂出版、二〇一四年) 江戸は栖原屋角兵衛)が (吉川弘文 吉田 参照。 中核的 近近
  - $\widehat{61}$ も藤田東湖も「大船は平日御荷船」と考えていた。 参照。「見込書」の大船策は、阿部の富国強兵論と共鳴する。尤 安達裕之『異様の船』 (平凡社、一九九五年) 二六七頁以下、
  - 62 論文一九八頁、 仲買となる。故に江戸での手続が合理化される。原注 問屋の関わる手続は通船改会所で基本済ます設計で、 てこ入れが必要だった。 参照。 問屋仲間の実態は構想に耐えるものではな 60 入札者は 前掲
- 64 63 大学史料編纂所報』二二 (一九八七年)、一三頁。 BGKM 14-213。横山伊徳「日蘭和親条約副章について」『東京 麓注 32 前掲書、 一二九頁。徳川斉昭の出貿易論である。 発

案は川路聖謨という。

- 65 『昨夢紀事』第二、四五頁。
- 66 三九四頁以下、参照。 開国と琉球」『新しい近世史』二(新人物往来社、一九九六年)、 オランダに働きかけて琉蘭協約を準備する。横山伊徳「日本の
- 67 藤田覚『遠山金四郎の世界』 (校倉書房、 一九九二年)参照
- <u>68</u> 『藤岡屋日記』七、八五二頁 (安政四年十一月十八日条)。
- 69 『昨夢紀事』第二、六一頁。
- <del>70</del> 規定は長崎会所を前提とする。 通と繋げることは既に長崎会所に見られる。日蘭追加条約の通商 幕府貿易通商政策に通底するという。 「幕府の産物会所設立計画」は、 海外との貿易に会所を介在させ、幕府の管理する貿易と全国流 本庄注 流通拠点に置く会所網の発想が 51 前掲書第三部五、
- 71 BGKM 15-262° 横山注 63 前揭論文、一六頁
- <del>7</del>2 BGKM 15-317°
- <del>7</del>3 BGKM 17-261。この触がでた可能性は低いと考えている。『幕 五一五八号となる。

 $\widehat{74}$ 

日布達した。『幕末』五〇七七号。 将軍の裁可を仰いだ。結局、 (二ヶ条構成にして貿易参画と武備強化の両方を謳う)に沿って 勘定方BGKM 18-56)、堀田としては海防掛大目付・目付の提案 防掛大目付·目付BGKM 18-54、 町奉行BGKM 18-55、 海防掛 『安政雑記』にも収録されている (長崎・箱館奉行BGKM 17–234、 BGKM 17-233。これは翌十月にかけて各部局から反応があり 堀田は、 評定所一座BGKM 18-53、 『幕府沙汰書』や国立公文書館 自らの第一触案を十一月三 海

- <del>75</del> BGKM 18-55
- <del>76</del> 五十九、六五六頁 「鈴木藤吉郎一件調」、2548613/1/150°。 『東京市史稿 産業編
- $\widehat{77}$ 稿では既に五六年にこの事態があることを指摘した。 二五七頁以下は五七年仙台米と鈴木藤吉郎の関係を詳述する。 難波信雄「幕末仙台藩の経済的構造」石井注 60 前揭編書、 本
- <del>78</del> 係にあった。 四七六頁以下。 『仙台市史』一、 『仙台市史』資料編一、五〇六号。同五〇七号(「御議定録」)、 前後の仙台藩商人の動きは、難波前掲論文の他 四四六頁。 五六年段階では中井と鈴木は共生
- 79 考えている。 かったのは、 「鈴木藤吉郎一件調」参照。 阿部も認めるように関東米が不作であったから、 五六年仙台米を米油に転用できな

ع

- 80 「生涯」。
- 81 前注に同じ。但し、この五ヶ条は他に見ることができない。
- 82 ことは、 南町奉行年番与力東条八太夫と東条八太郎の担当案件であった

『諸問屋』 13-76°

- 83 しい。一般には町奉行所から先手組は降格であるという。 の長崎転任」『大倉山論集』五五(二〇〇九年)、三二一頁に詳 東条の先手組配置換については、 岡崎寛徳「江戸町与力東条為
- 84 席制度の実態を解明した先駆的成果と考えられ、多くを学んだ。 かし、 小林注 熊井ははめられたのではなく、 (2) 前掲書 (二〇一三年) は、 勝負に敗れたのである。 天保期以降の惣名主上
- 85 小林注 2 前揭論文 (二〇〇五年)、 八五頁。
- 86 「町年寄館市右衛門届書付収廻船問屋行事請書」 旧幕引継史料

- た(五七年七月九日)。 廻船問屋行事から直接町奉行所へ米入津書類を届けることになっ『七十冊物類集』五十九米酒諸式之部、2548620/1/35によれば、
- (8) 旧幕引継史料『米穀一件 米商法調』、2587554/1/5。『幕末』
- 屋双方とも処罰されている。『東京市史稿』六十、三二頁。た大名は仙台伊達家のみである。しかも、新旧蔵元の中井屋と升88) 鈴木藤吉郎関係者の処罰書(五九年)によれば、処罰商人がで
- と、諸色潤沢の本旨が見えなくなると思われる。 捉えている。そうした要素を全否定はしないが、それだけとする(8) 森鷗外『鈴木藤吉郎』は諸色潤沢を基本的に復興・土木事業と
- の動向をつよく反映していると思われる。 地起返しに当てることを求めた。生糸が見られないことは、長崎(9) 私領へは栽培方法を広めよとし、茶については高盛されない荒
- 長崎輸出が開始されたという。 舎、二〇一七年)、一九一頁。会津の漆蝋も五六年から本格的に(91) 横山伊徳「日本開港とロウ貿易」『講座 明治維新』六(有志
- 2588398/1/9。 外相場書上届方之儀二付調」旧幕府引継史料『諸色調続類集』一、(绍) 『幕末』五〇七九号。『江戸町触集成』一六〇一五号。「蝋油其
- 動きも生まれた2572376/1/33。 四一安政、2572376/1/61。江戸市中の勘定所所轄地で櫨実製蝋の四一安政、2572376/1/61。江戸市中の勘定所所轄地で櫨実製蝋の、「南茅場町喜左衛門外壱人儀蝦夷地魚油を以蝋燭其外仕立方之
- (91) 五七年六月薬師寺元真宛(カ)上書、『井伊家』7-65。直弼の

依頼(『井伊家』5-100)に基づいたもの。

- 書』)とある。(9) 五月二十三日から末日まで「不快ニ付登城無之」(『幕府沙汰
- (96) 菊地注(4)前揭論文、三五二·三五四·三五六頁参照
- 戸派と考えていたようである。(9) 井伊家は桜田門外の変直後に老中首座として復活する久世を水
- 奉行が督促することを示す。(98) 『藤岡屋日記』安政六年十一月十一日条。『井伊家』7-64は町
- (⑪) 「安政五午年十一月内密被仰付取調候市中潤助筋調」旧幕引継
- (Ⅲ)「市中潤沢見込之趣御尋ニ付申上候書付」前注参照、2540759/1 史料『雑件録』一、2540759/1/59。BGKM 22−補遺11。

/72° BGKM 22-30

102 候間、 認可差出旨、 極密上之、尤誠ニ草稿之書面也、 進達相成候事」と朱書されて綴じられている。同じく『雑件録 右衛門 南町奉行与力中村次郎八作成の調のなかに、「未四月六日松浦安 には「安政六未年四月廿四日、 「市中融通之儀勘弁仕申上候書付」 外国人吉原町江不立入様ニと之主意を以取調、 (北町与力)ゟ極蜜相廻シ、此書面御向方(北)ニ而出来 御内沙汰有之候事」と朱書してある町奉行上申 其後此書面は、 播磨守因幡守両人ゟ下総守殿江 前注参照、 先ツ御預り被置 2540759/1/88° 更ニ別事ニ

人の吉原不入について調べるよう指示された経緯を示す。 は高、「市中融通之儀」云々は石谷の方で作成したが差し出され で極秘に間部詮勝に見せ、まず間部預りとなり、逆に外国 で極秘に間部詮勝に見せ、まず間部預りとなり、逆に外国 で極秘に間部詮勝に見せ、まず間部預りとなり、逆に外国 が立稿 での段階で極秘に間部詮勝に見せ、まず間部預りとなり、逆に外国 が立稿 がの時でを必じたが差し出され がの吉原不入について調べるよう指示された経緯を示す。